

平成 28 年 第 2 回 まんのう町議会定例会

まんのう町告示第 57 号

平成 28 年第 2 回まんのう町議会定例会を次のとおり招集する。

平成 28 年 5 月 23 日

まんのう町長 栗田 隆義

1. 招集日 平成 28 年 6 月 2 日
2. 場 所 まんのう町役場議場

平成 28 年第 2 回まんのう町議会定例会会議録（第 2 号）

平成 28 年 6 月 3 日（金曜日）午前 9 時 30 分 開会

出席議員 15 名

1 番	竹 林 昌 秀	2 番	川 西 米希子
3 番	合 田 正 夫	4 番	三 好 郁 雄
5 番	白 川 正 樹	6 番	関 洋 三
7 番	白 川 年 男	8 番	白 川 皆 男
9 番	大 西 樹	10 番	藤 田 昌 大
11 番	松 下 一 美	12 番	三 好 勝 利
13 番	大 西 豊	14 番	川 原 茂 行
15 番	田 岡 秀 俊		

欠席議員 な し

会議録署名議員の指名議員

4 番	三 好 郁 雄	5 番	白 川 正 樹
-----	---------	-----	---------

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	青 野 進	議会事務局課長補佐	多 田 浩 章
--------	-------	-----------	---------

地方自治法第 121 条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長	栗 田 隆 義	副 町 長	栗 田 昭 彦
教 育 長	三 原 一 夫	総 務 課 長	高 嶋 一 博

企画観光課長	長 森 正 志	税 務 課 長	脇 隆 博
住民生活課長	細 原 敬 弘	福祉保険課長	佐 喜 正 司
会計管理者	仁 木 正 樹	健康増進課長	見 間 照 史
建設土地改良課長	池 田 勝 正	農 林 課 長	森 末 史 博
琴南支所長	雨 霧 弘	仲南支所長	和 泉 博 美
学校教育課長	尾 崎 裕 昭	生涯学習課長	松 下 信 重
水道課長	天 米 賢 吾	地籍調査課長	山 内 直 樹

○田岡秀俊議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○田岡秀俊議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第126条の規定により、議長において、4番、三好郁雄君、5番、白川正樹君を指名いたします。

日程第2 一般質問

○田岡秀俊議長 日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

2番、川西米希子さん。

○川西米希子議員 改めまして、皆様、おはようございます。ふれあいチャンネルをお聞きの皆様もおはようございます。議長のお許しをいただきましたので、ただいまより私の一般質問をさせていただきます。

子育て応援アプリについてお尋ねをいたします。

国においても、平成27年度から子ども・子育て支援新制度がスタートするなど、子育て家庭の家族形態や就労形態も多様化している現在、さまざまな形の子育て支援が求められています。自治体においても、保護者がより子育てしやすい環境を幅広く整える必要性が増しているのではないのでしょうか。

このような中、東京都世田谷区では、いち早く、子育て世代に幅広く普及し、日常的に使われているスマートフォンを活用した支援事業として、世田谷子育て応援アプリの提供を行っています。子育てに特化した世田谷区が提供する独自のアプリです。

アプリを通じて提供されるのは、おむつかえ、授乳場所、公園などの施設を検索できる施設マップ、子育て支援情報や申請、手続などの情報を閲覧できる子育て支援ナビ、幼稚

園、保育施設を条件に合わせて検索できる保育施設検索ナビ、登録した子供の生年月日や住所に合わせた健診や予防接種のお知らせを通知するお知らせ配信機能などです。妊娠期から小学校就学前の子育て家庭を対象に支援情報を幅広く提供しています。

また、京都府では、府や商工関係団体、市町村、NPOなどで構成する京都子育て応援事業推進委員会で、子育て家庭が外出先で必要な情報や便利な情報を入手できる電子マップを搭載したスマートフォンアプリ&ウェブサイト「まもっぷ」を提供しています。

このアプリには、子育て家庭の方などに安心・安全にお出かけをしてもらうために、夜間や診療時間外の子供のいざというときに役立つ情報や、各地域の救急医療機関などの情報、また、＃8000、休日、夜間の急な子供の病気にどう対処したらよいのかなどについて電話で相談できるサービスですが、この＃8000への簡単アクセス機能なども搭載をされています。

愛知県清須市でも、スマートフォンで子育てに役立つ情報などが得られる子育てアプリをことし3月から配信し、利用者から反響を呼んでいるそうです。

清須市ではアプリの開発に当たって、市内に住む育児中の男性や保育園、児童館のスタッフ、助産師ら計16人が、昨年10月と11月に開催された参加型講習会に参加をするなどして、子育て世代の声などをアプリの開発に反映させたそうです。

このようにアプリを市民と協働で開発した自治体も既に出てきています。こうしてでき上がったアプリは、子育て日記、子育て情報、お出かけ情報などの6項目で構成をされていて、子育て日記は子供の生年月日を登録すると、市で受けられる健診や予防接種の日程が事前に通知をされるようになっています。

また、子供の身長や体重、体温などの記録をグラフで表示して、成長を振り返ることもできるようになっています。

アプリを通じた利用者アンケートでは、男性の利用者から、興味がわいた、イクメンになれるよう頑張りたいとのコメントも寄せられたそうです。

スマートフォンなら、男性でも気軽に少しの空き時間を利用して子育てに関する情報を得られるのではないのでしょうか。

まんのう町においても、現在、ホームページがありますので、子育てに関する情報はホームページから得ることも可能です。しかしながら、直接ダイレクトに得たい情報には行けません。この点がアプリとの大きな違いだと思います。ホームページだと町からのお知らせや新着情報を確認したり、ライフステージ、出産、育児、子育て支援、教育に分類されているうちのどこに自分が知りたい情報があるのかを確認しなければなりません。

また、くらしのガイド、子育て、福祉で検索をした場合、内容は平成28年度こども園・保育園入園案内、婚活交流の企画を募集、日本脳炎の予防接種について、生活保護制度というように、5月末現在、子育てと福祉の情報がくらしのガイドの中に入りまじって、22件掲載をされています。本当にわかりづらいです。

また、キーワードでまんのう町お出かけガイドで検索をした場合に、現在、掲載情報は

ありませんと出ます。乳幼児健康診査で検索した場合も、現在、掲載情報はありまないと出ます。残念ながら、内容も乏しいと言えるのではないのでしょうか。私も急ぐときなどは特に見づらい、わかりづらいついて感じてしまいます。

まんのう町において子育て支援に力を入れているにもかかわらず、現状では情報が十分に伝わらなかったり、子育て支援に力を入れていることが伝わらない面もあるのではないのでしょうか。

核家族化やひとり親世帯の増加、地域のつながりの希薄化など、保護者が孤立しがちであると言われています。出産や子育てに関する不安感や負担感の軽減が課題ともされております。子育て世代の多くが日常的に利用しているスマートフォンなどで、好きなときに、好きな場所で、気軽に育児の合間に、仕事を持つ保護者の方も、休み時間などに子育てに関する情報を得ることができる、このことが、今、必要とされ、求められているのではないのでしょうか。

子育て支援の情報を得やすくすることで、子育ての不安感の軽減や孤立化の予防につながると思います。また、町としては効果的な情報伝達を図ることができるのではないのでしょうか。

まんのう町の特色を生かした独自の子育てアプリの開発、提供についてはどのようにお考えになりますでしょうか、お尋ねをいたします。以上です。

○田岡秀俊議長 答弁者、町長、栗田隆義君。

○栗田町長 川西議員さんの御質問にお答えいたします。

川西議員の御質問は、妊娠期から小学校就学前までの子育て家庭を対象とした子育てに関するさまざまな情報の提供を、多くの人が利用しているスマートフォンで行える情報伝達アプリの開発導入についてでございました。

現在、まんのう町における子育て支援に関する情報としては、妊娠がわかり、初めてママ、パパになる方から、小学校、中学校への入学を前にした保護者の方を対象とした「まんのう町子育て情報BOOK」がございします。この子育て情報BOOKは、まんのう町が行っている子育て支援に関する事業や、悩んだときの相談窓口、連絡先など、子育てに関する情報を提供しようと平成25年度に作成し、保育所、幼稚園の保護者方や、乳児健診や、1歳から1歳半、2歳、3歳児の乳幼児健診に来られた保護者の方に配布を行っております。

また、インターネット利用者の方への情報提供としてまんのう町ホームページに掲載するなど、普及に努めてまいりました。

しかしながら、この子育て情報BOOKは、まんのう町が行っている子育て支援情報を網羅して掲載していることから、定期予防接種などの制度改正や、今回の公立保育所・幼稚園のこども園化など情報の変更があったときなどには、逐次、情報を修正して提供していますが、データの修正、製本、ホームページの掲載など、時間と経費が必要になることから、リアルタイムに情報の更新ができていないのが難点でございします。

今日、携帯電話、スマートフォンの普及は目覚ましく、全世帯の約95%で利用されていると言われております。中でも、子育て世代の20代においては、約94%がスマートフォンを保有し、スマートフォンを通して日常の情報を取得していると言われております。

昨年、本町では「まんのうまんがなんナビ」という観光アプリを作成し、町内の観光スポット、文化財の情報を発信していますが、その開発導入費には高額な経費がかかったことから、子育て支援アプリケーションの開発にも同様に高額な予算が必要になることが見込まれます。

今後、スマートフォンでの専用アプリケーションなど、最新の情報発信方法も視野に入れ、調査研究に努めるとともに、さきに述べました子育て情報BOOKをより見やすいように改良、充実させるなど、住民サービスの向上に努めてまいりますので、御理解のほどよろしくお願いを申し上げまして、川西議員さんの御質問への答弁とさせていただきます。

○田岡秀俊議長 2番、川西さん、再質問を許可いたします。

○川西米希子議員 御答弁いただきましてありがとうございました。

御答弁の中にもありましたけれども、アプリの開発に当たっては、開発に係る初期費用が必要であり、また、システムの運用、保守経費も必要であることは承知をしております。また、費用対効果も考慮しなければならないということも承知をしております。

そこで、再質問でお聞きをしたいのですが、このことについてはどのようにお考えになりますでしょうか。こちら先ほどの質問同様、保護者世帯に広く普及しているアプリでございますが、無料通信アプリ、ラインを利用した子育て支援についてのお考えをお尋ねしたいと思います。

山形県新庄市では、ことし2月9日より、日本で初めての取り組みと言われておりますけれども、無料通信アプリ、ラインを利用した子育て相談や育児に関する情報発信を開始しております。核家族化が進み、周囲に相談できる人が少なくなっている中で、相談の垣根を低くすることが狙いのようです。

ラインとは、御存じのように、スマートフォンなどに対応したコミュニケーションツールです。利点としては、無料で利用できる、登録した人しか見られないようになっている、子育て世代の多くが既に利用している、これから親世代になる人たちも利用しているので、継続的に運用できる、ラインで情報発信などを行うことは時代に合い、若い世代の要求もつかんでいる、子育て世代を応援し、支援に力を入れている自治体であるとのアピールにもなる、これらのことが上げられるのではないのでしょうか。

トーク機能は1対1や、設定すれば、複数間でのメッセージのやりとりもできます。本町では子育てに関して相談する仕組みもできていますが、足を運んで相談するとなるとちょっとためらってしまうが、メッセージだと、ちょっと困ったことを伝えやすい。このちょっと困っている間のケアが大事なのではないのでしょうか。電話相談にかわるサービスとして、電話や対面相談が苦手な方も利用しやすいと思います。支援が必要な人に手を差し伸べることができるきっかけにもなるのではないのでしょうか。

まんのう町として利用するとしたならば、タイムライン機能を使って、新しく始めた制度や乳幼児健診の日程、育児に関する講習会、イベントのお知らせなど、お伝えしたいことを一括でいち早く通知することができます。

また、このことは非常に重要だと思いますけれども、参加の呼びかけもできます。子供にとって大切なことである健診日をうっかり忘れてしまうことや、町の告知放送を聞き漏らしたり、広報誌などの掲載を余り見ない層のフォローにもなると思います。

また、例えば、インフルエンザ予防接種の助成が行われているにもかかわらず、知らずに自費で受けてしまったということはないでしょうか。このようなことも極力防ぐことにつながると思います。助成があれば、ぜひ子供に予防接種を受けさせたいと思っていた保護者が、情報を得られずに時期を逃してしまったということも防げると思います。

先ほども町長さんの御答弁の中にありましたまんのう町の子育て情報BOOK、これですごく便利ですけれども、私もしっかりと手元に置いて見せていただくようにしております。非常に私は利用しております。

まんのう町では子育て情報BOOKが作成され、保護者の手元に配られております。さまざまな情報がわかりやすくまとめられていて、大変に便利です。このBOOKも重要な情報発信の役目を担っていると思います。しかしながら、先ほども言われましたけれども、紙であるために、記載内容に変更が生じた場合に、つくり直さなければなりません。費用もかかります。スムーズな情報発信という点では、紙では難しいと思います。

私がお聞きしたところでは、町内の保護者の連絡が既にラインを利用して行われているところもあるようです。若い世代、子育て世代の人たちは、日常的にスマートフォンなどを使いこなしているのではないのでしょうか。無料通信アプリ、ラインを利用した相談や、育児に関する情報発信についてはどのようにお考えになりますでしょうか。再質問でお尋ねいたします。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 川西議員さんの再質問にお答えいたします。

ラインを使った情報発信についての御質問にお答えいたします。

ラインはスマートフォンでの無料コミュニケーションアプリのことで、無料でメールや通話ができます。この無料通信サービス、ラインを利用して、子育て支援業務の情報発信や相談業務を山形県新庄市がことし2月より行っております。

これには、新庄市のラインアカウント名やID番号を通して新庄市のパソコンに友達登録いただいた方を対象として、各種イベント等の告知や開催状況の一斉送信や個別の子育て相談を行っているものでございます。

ラインの利用にはアドレス帳内の電話番号を利用した通話のため、携帯の解約等により同じ電話番号が第三者に移動したり、第三者によるなりすましといった問題や、相談内容の履歴管理など、個人情報の保護に関しての課題もあるようでございます。

新庄市での運用開始からまだ月日もたっていないため、今後の状況展開を注視しながら、

本町といたしましても、新しい情報発信方法としてラインの活用についても検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 2番、川西さん、再々質問を許可いたします。

○川西米希子議員 御答弁ありがとうございました。

今、町長さんの最後の御答弁に、ラインの活用についても検討していきたいというお言葉をいただきました。私は、このお言葉の前に前向きにという言葉がいただけたらと思います。時代はどんどんと目まぐるしく変化をしています。今、求められている支援を行うことが重要であり、時代が変わり、私たちを取り巻く環境が変われば、速やかに時代に合った支援策を検討し、提供していく、このことが大切であると思います。

私は、まず情報発信だけでも必要ではないのかと思っておりますので、ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。

スマートフォン等を利用しての子育て支援についても、ぜひ周りの自治体の状況もしっかりと情報収集をしていただきたい、いち早く、まんのう町としても取り組んでいただきたいと望むものでございます。しっかりと前向きに検討していただくことをお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。以上でございます。

○田岡秀俊議長 以上で、2番、川西米希子さんの発言は終わりました。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可いたします。

6番、関洋三君、1番目の質問を許可いたします。

○関洋三議員 チャンスをいただきましたので、通告に沿って、三つまでの質問ということになっておりますので、三つの質問を予定の時間内にさせていただきます。

最初は、中寺廃寺登山者の救護体制について、2番目は、救急車両の待機場所の安全確保について、最後の3番目は、災害時の安否確認体制について、以上の三つでございます。

まず最初に、一つ目から入ります。中寺廃寺登山者の救護体制についてを申し上げたいと思いますが、答弁も大切なことですが、質問するということのこの意味合いにつきまして、多くの方に知っていただければというような気持ちを込めて質問させていただきます。そういうことで、なぜ質問するかという理由を前置きにして申し上げたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

まず最初、中寺廃寺登山者の救護体制につきましては、琴南地区の山中に位置する中寺廃寺跡では、現在、文化的遺産保護や登山ルートの整備が十分されてきました。そのようなことで登山者はふえていると思いますが、もし山の中で動けなくなったり、道に迷ったりした人への救護体制はどのようになっておりますかを問う前に、質問の理由を十分申し上げたいと思います。

中寺廃寺跡近くの看板には、自力で登山困難な場合はこちらに電話連絡ください。平日は文化財保護室、休日や夜間はまんのう町役場当直室へとなっています。看板の内容には、我が町の優しさがにじみ出ています。ですが、本当に自力で下山が困難になった場合、どのようなルートで、誰がどのように救助活動にかかわるのか、また、責任はとれるのかの

疑問が湧いてきました。

この３月に最後の卒業式を迎えた琴南中学校へ参列させていただきましたが、当日、私は自転車で約１時間３０分かけて中学校へ参りました。自転車で行くきっかけは、琴南中学校の最後に発刊された学校だよりを見てすごく驚いたからです。琴南中学生が立志ウオークで、丸亀城の芝生広場から大川山頂まで歩き通したことが紹介されていました。ちょうど卒業式の１週間前に練習がてら自転車で琴南中学校を目指しました。無事到着した後、立志ウオークで大川に登った中学生のことが思い出されて、自分も自転車を押しながら大川に登りました。無事登頂に成功し、大川神社に参拝後は、そこから少し下がったところから西へ、やまなみルート of 徳島県側を約２キロ、そこから県境の峠を越えて、再びまんのう町側へ急坂を下り、中山廃寺跡へやっとたどり着きました。急坂のため、自転車は当然乗ることはできずに、ほとんど自転車を抱えての歩きでした。体力を極端に消耗し、優しさあふれる救助看板の前で、偶然にもちょうど足がつって動けなくなり、休日の場合はまんのう町役場当直室へと電話番号が示されていたので、よっぽど電話をかけようかと迷いましたが、電話をかけたところで、当直職員がもしこの場所を知っているかどうか。知らない人に対応されたら、なおややこしくなるだろうと思ううちに、何とか体力が回復したので、中寺廃寺跡を十分に見学し、下山ルートは経験あります天川神社方面、クヌギのほうではなくて、今回、初めての江畑ルートへ下り、広域林道を出て、災害復旧中の江畑林道が通れなかったもので、塩入方面を通り、出発して約１０時間もかけて帰宅できました。そんなことで、みずからの経験をもとに質問をさせていただいております。

中寺廃寺跡の整備は感心するほどよく整備されています。それだけ魅力な場所への登山者はふえてくるとは思いますが、その分、救助対策も必要不可欠です。山を十分知る必要が大事であることがよくわかりました。

また、救助となれば、駆り出される可能性の高い役場職員、そして仲多度南部消防署職員さんらには、特に中寺廃寺跡の登山ルートをよく知ってほしいと願っての質問になりますが、執行者にお尋ねしております。中寺廃寺跡の見学登山者らのもしものときの救助体制はどのような対応が計画されていますか、お示してください。以上です。

○田岡秀俊議長 答弁、町長、栗田隆義君。

○栗田町長 関議員さんの御質問にお答えいたします。

関議員の一番目の質問は、中寺廃寺跡登山者の救助体制についてでございます。

１９９０年前後から中高年の登山者が年々急増し、ブームになっており、近年では登山やハイキングを楽しむ「山ガール」と呼ばれている若い女性もふえております。

また、歴史好き、歴史ファンである「歴女」、城好きの「城ガール」と呼ばれている女性もふえており、３月に開催をしました文化財町民講座で「城跡入門」を開催したところ、９０名の方に参加いただき、大盛況でありました。

中寺廃寺跡についても問い合わせがふえてきており、関心が高くなっていることから、入山者もふえていることと思います。

中寺廃寺跡への案内につきましては、歩行開始地点等に案内看板を設置し、遊歩道には道案内矢印を要所に設置し、道に迷わないように整備をしております。

しかしながら、道に迷ったり、事故等により救助が必要となった場合には、琴南公民館内文化財室、または役場本庁に連絡していただき、文化財担当者または宿日直者は琴平警察署、仲多度南部消防組合に連絡するような連絡体制を整えております。

中寺廃寺跡への入山に際して特段の規制はしておらず、自己責任において安全に学習や森林浴を楽しんだりしていただきたいと思いますのですが、万が一、道に迷ったり、事故等が起き、通報があった場合には、行方不明者の捜索等と同様に、琴平警察署、仲多度南部消防組合による救護体制で行い、家族等の要請により消防団が出動した場合には、警察署、仲多度南部消防組合等と連携し、捜索、救助に当たることとしています。

また、仲多度南部消防組合消防本部の情報通信システムによる携帯電話のGPS機能の位置情報についてですが、市街地においては狭い範囲で特定できますが、山間部においては広範囲になり、特定が難しいことから、琴平警察署、仲多度南部消防組合、消防団等が密接に連携をとり、捜索、救助することが重要であると考えておりますので、御理解をお願いいたします。

○田岡秀俊議長 それでは、1番目の質問を終わります。

続いて、2番目の質問を許可いたします。

○関洋三議員 先ほどの質疑におきましては十分理解しましたので、2番目に入らせていただきます。

救急車両の待機場所の安全確保についてを申し上げます。

救急患者を乗せたまま、病院の受け入れ先が決まらないために、県道から善通寺線付近において、待機停車を余儀なくされている救急車両を、県道交差点での特に広がっている歩道の一部で待機するのを習慣づけてはどうかという質問です。

高知自動車道におけるトンネル内では、2車線ともに渋滞中においても、救急車両はセンターライン上のゴム製コーンを押し倒しながら前進しているのを見たことがあります。このように、救急車両のストップなんてあり得ない話ですが、現実は違います。とまっています。停車しています。特に休日の夕方や夜間には、長くて1時間近くとまっているのを見たことがあります。それは善通寺市内や丸亀市内、そして坂出市内の救急病院らの受け入れ先が決まらない限り、私どもの近くの高篠郵便局前を東西に走るのが、県道岡田善通寺線ですが、それから北へその方面は一步たりともむやみに行けないから、救急車両とてとまってしまいます。現実を踏まえた上、救急車両の安全な場所での停車を考えなければならない状況にあるということです。

救急車両が2車線の県道でも、片側路線に駐車した場合、乗用車より大きな救急車両は一般車両の通行を妨げます。赤色灯を点滅させながら、自分の存在をより正確に示そうとしていますが、一般車両の追い越す車はセンターラインをはみ出すので大変危険です。夕方の散歩する際にその場面をよく目にしますが、見ていてもはらはらします。

先般、県道交差点の歩道曲がり角に、1台の救急車両が歩道に乗り上げて停車していたのを見たことがあります。後で調べてみると、救急車両はいかなる場合でも歩道に乗り上げることは許されるようになっていました。それだったら、県道交差点角の歩道で停車するのを習慣にしたらいいのではないかと考えますが、いかがでしょうか。お互いに安全が保たれるでしょう。県道交差点の曲がり角歩道幅は、広いところで何と約7メートルもあります。アールのところですが、歩道と宅地との境界部分、すなわち水路側ですが、そこに白線で救急車両の大きさだけを枠で描き、その中には救急車両待機場所とでも書き添えればよいと思いますが、香川県との話し合いもあると思いますが、この案はどうでしょうか。

時代が変わり、救急車両が停車を余儀なくされる時代ですが、その時代にマッチした安全対策をとる必要があるように思います。救急車両を含む仲多度南部消防組合の管理者でもありますまんのう町長に、受け入れ先が決まらず、やむを得ずに道路上で停車を余儀なくされる救急車両の安全確保についての対応をお伺いしております。御答弁よろしくお願い致します。以上です。

○田岡秀俊議長 答弁、町長、栗田隆義君。

○栗田町長 関議員さんの2番目の質問は、救急車両の待機場所安全確保でございます。

近年、管内である琴平町、まんのう町で発生した救急件数は約1,700件であり、その搬送病院については90%以上が管外であることから、病院選定には苦慮しているところでございます。平成27年中の中讃地区総合病院等への搬送実績といたしましては、四国こどもとおとなの医療センターが48%、香川労災病院が24%、滝宮総合病院が12%であり、3施設でおおむね84%を占めております。

そのような中、搬送時間を短縮することによる傷病者への負担軽減を考慮し、特に管内南部で発生した事案につきましては、予想される中讃地区の総合病院を目指し、搬送を開始しているところであります。

しかしながら、病院の受け入れ困難によっては、分岐点となる交差点手前付近で待機を余儀なくされる場合がございます。住民の方から、救急車が赤色灯を回し、サイレンを鳴らさず、ゆっくり走っているのはなぜか、路側で長い間停車しているのはなぜかという質問がありますが、地方の医師不足、総合病院への救急搬送集中が相まって受け入れ困難となり、病院選定に時間を要することが多くなっております。

また、救急車停車位置の御質問や御提案ですが、緊急活動中は都道府県条例の駐車禁止除外により、救急出場等の緊急事案発生中は停車中も適応され、歩道等の使用も可能となっております。

また、路上への停車位置等の表示につきましても、駐車禁止除外の規定もあることから、路面表示についての規定はありません。

今回の質問や救急車機関員の円滑な活動を踏まえまして、活動拠点となる場所をピック

アップしているところではありますが、予期できない場面、救急救命士による救命活動のための搬送中の停車、発生場所からの利便など、停車して活動せざるを得ない状況も考えられますゆえ、停車位置を特定できるものではありません。

総合病院が比較的近い普通寺市寄り、丸亀市寄りの住民の方には特に御協力をいただいているところではありますが、今後とも、管内住民の利益優先している旨、御理解いただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 2 番目の質問を終わります。

続いて、3 番目の質問を許可いたします。

○関洋三議員 本日、最後の質問になります。三つ目、災害時の安否確認体制についてを質問いたします。

災害が起これば、安否確認が必要不可欠です。現在、我が町の安否確認はどのような形で把握されていくのでしょうかの質問です。

大きな災害が起こるたびに、何を教訓にすればいいのかと自分を問い詰めてみれば、今回の熊本大震災では、特に安否確認が大事であることに気づきます。我々の周辺で同様な災害が発生した場合、どこに、誰が、どれだけの人がどこにいただろうかと、そんな確認作業が果たしてどこまで把握できるのだろうか心配になります。自治会内でもそれだけのことはわかりません。ややもすれば、個人情報保護法にぶつかって、家族名簿の見きわめでさえもままならないでしょう。見守り・声かけ・ほっと安心事業の計画案作成では、この一覧名簿が必要になります。なので、その事業の関係者だけは唯一把握できていると思います。

しかしながら、この見守り・声かけ・ほっと安心事業は、今までもほんの一部の人だけです。その一部だけでも昨年度で事業は終了し、今年度は何とか1 年限りで特別に延長するという話です。おおよそ、来年度からはその事業さえなくなる状態です。そんなことで、今後、補助金事業を当てにしない見守りや支え合いをどのように推進していくのかが問われます。

町内全てが問題であるとは言いきれません。地域のきずなづくりは仲南に学べと言われたことがあります。五人組制度ができているようです。旧満濃地区でも約20 年ほど前に社会福祉協議会が五人組制度の復活を唱えて推進した経緯があります。

当時を振り返ると、社会福祉協議会の支部役員だったので、そのとき、一部の人からなぜ五人組が必要なのかと問い詰められたこともありました。制度化するには本当に難しいなと実感したわけですが、その推進事業も、当時の社協の事務局長が入れかわってからは自然に消滅してしまいました。

五人組というのは、初めて耳にする人には、5 人というより五軒組みといったほうがわかりやすいと思います。向こう三軒両隣が約5 軒です。近所づき合いで人数を把握するには、おおよそ5 軒ぐらいがすぐに確認できる範囲であり、日ごろのつき合いも、最低5 軒ぐらいは特に大事にしていこうとするものです。五軒組みをおおよそ五つ集めて1 班とし

たら、1班が25軒、その25軒を五つ集めて1グループとしたら、1グループは125軒、そのグループを5から7単位で集めれば、おおよそ高篠の人口3,147人に匹敵します。この数字の5をめどにして、これをたたき台とするピラミッド型の安否確認作業が可能となれば、このルートを逆に使うことも可能となり、緊急連絡等の周知作業も短時間で可能になるでしょう。また、自治会未加入約4割の高篠地区では、新しいコミュニティの組織が実現するかもしれません。

以上、今は夢のような話ですが、安否確認作業は防災活動における最重要課題です。執行部の見識をぜひ伺いしたいと存じます。以上です。

○田岡秀俊議長 答弁、町長、栗田隆義君。

○栗田町長 関議員さんの3番目の質問は、災害時の安否確認についてでございます。

議員御指摘のように、災害が起これば安否確認は大変重要なものでございます。現在、起こっております平成28年熊本地震や阪神淡路大震災の例にもありましたように、いつ起こるかわからない直下型地震や南海トラフで最大級の地震が発生した場合には、町内においても、耐震性の低い木造住宅を中心に倒壊することが予想されております。

特に夜間に地震が発生し、建物倒壊に伴い救助を必要とされる方が多数発生した場合には、建物内に何人いるか、どの部屋に誰がいるのか、また、避難している者はいるのかなどは、迅速な救助活動を実施する際に必要不可欠な情報でございます。

このような情報は親族、知人のほか、隣近所の方のみが知り得る情報であり、地域の方々のつながりや自主防災組織などによる地域の防災力が頼りであるとも言えます。いわゆる自助、共助と言われるものでございます。阪神淡路大震災の折には、64%が地域の方々により救助されたと言われております。

関議員さんがおっしゃられますように、自治会組織のもと、仲南地区の五人組や講中などのごく小さな単位で地域の決め事や役割を果たしている実態があり、このような活動は平常時からひとり暮らしの方などの安否確認の役割をも果たしていることから、非常時においても同様の機能を有し、確実な安否情報確認手段であると考えております。特に仲南地区の五人組につきましては有効な手段と思います。しかしながら、長い期間をかけてできてきたものであり、他の地域に拡大するのは、関議員も言われましたように難しいと考えております。

また、見守り・声かけ・ほっと安心事業につきましては、防災の観点からも、引き続き、継続について検討させていただきたいと考えております。

その他の地域においては、当然、自主防災組織の設置を推進してまいりますが、地域の自治会未加入世帯の方々についても、加入者と同様に連携いただくよう協力体制がとれるような自主防災組織化を図っていただくことが最重要課題であると考えております。非常時には通常時の枠を超えた助け合いが必要となります。そのためにも、自治会を母体としながら、これを拡大した自主防災組織の組織化を進めていきたいと考えております。

昨今、日本各地の災害に対する取り組みはメディアで頻繁に発信されており、個々の防

災に対する知識、意識の醸成は進んでおり、連絡網等の体制づくりが困難な地域においても、まずは隣近所の安否確認を主眼の一つとして、自助、共助の推進について、広報を初めとした周知、啓蒙活動を行ってまいります。

さらに、新たな災害時の安否確認の新しいツールであるN T T災害用伝言ダイヤル1 7 1、携帯電話用災害用伝言板サービスなどについても周知をしてまいります。

現在のまんのう町避難所運営マニュアルの個別計画に着手するとともに、行政として災害時に何をすべきかというべきB C P（事業継続計画）を、香川県や香川大学等の協力をいただいて策定に努めたいと考えておりますが、これらの取り組みの中で安否確認についても検討を加えてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 再質問、6番、関洋三君。

○関洋三議員 再質問させていただきます。大変いい答えが返ってきましたので、申し合わせとったんでないかと疑われるほどのいい答えだったんでないかと思っておりますが、しっかりわかっていただいたと。そして、今後の取り組みについても十分お話しいただいたと思います。評価します。

そこで、大事な話は、やはりまんのう町内でもできるところとできてないところ、そこを一つに考えるのはなかなか難しいので、その時点、その場所、その地域で、それに合わせた対応をしていかなければならないという話でございます。

それで、特に私どものほうの話をさせていただきますと、高篠地区になりますが、やはり自治会の未加入問題、これを語るしかありませんので、これについてどうするかということで、今の現実の自治会組織の充実、またこれも大事なことでありますけれども、これもずっとこのままの状態が続くとは限らないわけございまして、やはりその要因といましては、同業が一つになってやってきたのが、その形態が変わって、葬祭の会場で行うとか、そしてまた、役員としても19の自治会長さんが全て1期で終わります。というのは、役員したくないというのが続いているということから見ても、誰かが2期目を望めば、その人は必ず連合会長になるので、そんなことはできませんわというのが実態で、言うか言わんかだけの話で、そのような中でこれから自治会活動、連合会活動をやっているかという、ほとんど難しいんでないかというように思いますし、その崩壊が近づいてきとるのを目にします。

そして、神社といたしましても、その運営がなかなか難しい。古い神社では、これは高篠のある神社ですけども、改修するには約1億円を見込んでおるけども、そういうお金は到底集めるのは難しいだろうと、そういう話も出ております。

それと、社会福祉協議会の会費、今、高篠では625世帯が会費として納められておりますけれども、一部の自治会には、隣の新しい団地の皆さんが会費を納めてない限り、それを何年も私は訴え続けとるんですけども、不公平だから、もうこれからはうちのほうももう納めませんよというところが、公然とそういう形ができております。そういう話をされると大変難しく、どないなるんだろうというようなことで、社会福祉協議会の会長は栗

田町長でございますので、大変頭の痛いところだと思いますが、そういう話も出ております。

そして、自主防災組織をつくろうとしたら、自主防災組織をつくるので、そしたら婦人防火クラブの会費はもう払いませんわというような話も出てきておるし、どっちをとったらええかという話ではないと思うんですけども、そのようなことを真剣に考える地域も出てきるとか、全然今までと形が変わってきて、この話がまた加速していくでしょう。

ここでこういう話をしたらいかがなものかとは思いますが、これを広くやっぱり皆さんに知っていただきたいという観点でお話をさせていただいておるんですが、そこで大事なものは、五人組とか五軒組という話を一つ出させてもらいましたが、大変難しいのはわかるんですけども、現実、仲南地区ではそういうようなことがありますので、近くに、この町内の中にそういうところがあるので、しっかりそういうのを見て勉強させていただいて、取り組んでいこうと思ったらやれんことないということ。

それで町のほうにもお願いしたいのは、町長の話では、これは自助の方向ですから、私も一般住民がそういう組織づくりに頑張ったらいんですけども、関洋三が言ったからしますわというふうにはなかなかありません。

それで、やはり住民の中には、私が感じますのには、長年の経験で、行政にも文句は言います。だけど、行政が言えば、何とかほんなら聞いてやろうかという気持ちを持つ人も多いんです。そして、執行部が言うんやったらしゃあないわなという人もやっぱり多いんです。そこを利用してほしいと思うんです。

それで、この安否確認というのは、話が広がりますけども、企業にとっても何が一番大事かといったら、この安否確認です。その人材がどこにおるかおらんか、それがわからなんだら企業いうのは成り立っていかんと、そういうような話も大手の企業の立派な人から聞いたことがありますて、それが地域づくりに一番生かせる話なので、それと取り組みについては、やはり自治会というのが崩壊しようが何しようが、新しいコミュニティーというのは自然にできるか、それを待つか、それとも勇んでつくるかという話になるので、これは、今、町長のほうから答弁がありましたように、防災とか、それとまた最初のごみの問題から始まって、形が自然にはできてくるんですけども、やはり自主防災、防災の形で見守り、誰が助けてくれるんですか、誰が安全確保してくれるんですか、行政ですか、それとも地域のいろんな人ですかということになったときに、それはあなたは自助が大事ですよと言われても、そしたら常に自助をつくったらええわけなんで、そのきっかけはどうしたらええんですかという話になるわけなんです。

そういう中で、未加入問題を解決するには、防災というのを、安心・安全を確保するためにはどのようにしますかという話なので、この五人組、五軒組というのが最適でなかろうかと。これを町のほうも公にしてほしい。公というのは、町長の答えにもありますが、総合計画とか、目に見えてわかるものにしていくような努力をすることによって、住民にも伝えたり、そしてこれからの各会合等で、そういう話も一つまとめたものを、1枚のペ

ージにおいてわかりやすいものを示していただければ、皆さんも注目していただいて、安全確保をするためには、みずからもやっぱり動いたり、安全を確保するから、そのかわり、あなたも一つだけくださいと。その一つは何かというと、個人情報です。あなたの名前と電話番号、家族構成、これを教えてくださいと。教えてくれたら、一緒になって助け合いに行きますよと。それをしませんかと。そういうみずからの新しいコミュニティー組織ができるのが、この五人組、五軒組でないかというふうに思うんです。

私らが自治会の経験が豊かだから、未加入のところへ行って、自治会へ加入、それとか新しい自治会をつくりませんかと話をしたって、それはなかなか何年もやってきてもやっぱり無理です。そこに皆さんに注目していただくのが、何度も言いますように、防災体制、これを築くと。ごみを出す問題が片づいたら、次は防災の話をする、やっぱりこっちを向いてくれるような気がします。特に若いパパ、ママも、子供を安全に育て、熊本の大震災をテレビで見ながら、自分のところがああいうふうになったらどうなるんやろか、どうしたらええんやろか、そこには若い力を引っ張ってきてもらって、若い人に動いてもらわないかので、私らが経験、経験で動いたって、ほとんどなかなか助けにならんのではないかと。一番パワーのある若い世代の人が、若い人が住む地区がありますので、そういう人に理解してもらって、常日ごろ、消防団員になってくださいとか、上辺でお願いしとるのもあるんですけども、なかなかそういっても難しいです。自分らでほんまに守っていこうという形を、その打ち立てをやはり行政が確かなところを示して、そしてそこで若い人が連絡をとる、先ほどの前任者の質問にもありましたように、いろんな手だてがあって、今は携帯電話、スマホ、これですよ。これだったら何でもできるし、会合とか定例会とか、そんなことをまず持たんでもそういうことができるわけなんで、そういう時代がもう来ます。

定例会、自治会を持つんやったら経費が要る、光熱費が要る。そしたら集会所を持たんだって、そういう話し合いもいろんな情報手段でできるんで、そしたらお金も会費を出さんでもできると。そしてもしお金が要るんやったら、大事な金の収入源があるんです、企画のほうに。町の広報誌、この配布のお金、すごいでしょ。それをばらまいていただいておりますけども、それをみずから自分らで配ったら、そのお金が入るわけなんで、そういうお金を集めて、維持するお金にもやっていけるわけなんで、いろいろお話させていただきましたが、時間の関係でやめます。

それで大事なのは、これから執行部のほうで総合計画ぐらいに上げて、しっかりした取り組みをなさっていただける、そういう覚悟をお持ちかどうか、これを再質問とさせていただきます、私の再質問をやめてみようと思いますが、いかがでしょうか。

○田岡秀俊議長 答弁、総務課長、高嶋一博君。

○高嶋総務課長 関議員さんの再質問にお答えをさせていただきます。

いろいろな御提案をいただきまして、大変ありがとうございます。町長の答弁の中にもございましたように、地域地域でどういうものが一番ベストの方法かと。仲南地区では五

人組という組織が定着しております。それを関議員さんもおっしゃったように、全地域に広げるのはなかなか難しいと。町としまして、先ほど言いましたように、行政ができることについてどういう方法がいいのか、先ほども言いましたように、スマートフォン等の情報ツールで防災アプリ等をつくるとか、そういう部分を逆に安否確認に使うとかいう方法もあろうと思います。先ほど町長の御返答の中にもありましたように、避難所マニュアルで、今度、個別の避難の対応等、事業の継続計画等についても検討していきたいというふうに考えておりますので、その中でどういう方法が町として選択できるか、いろいろな選択肢の中でどれを選択していったらいいのかということを協議しながら、総合計画も2年後には策定する必要がありますので、そういうものも含めて検討を加えたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 以上で、6番、関洋三君の発言は終わりました。

ここで、議場の時計で10時45分まで休憩いたします。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時45分

○田岡秀俊議長 休憩を戻して、会議を再開いたします。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可いたします。

1番、竹林昌秀君、1番目の質問を許可いたします。

○竹林昌秀議員 3番目の質問となりました。よろしくお願いします。

私も2年間議席にありまして、24本質問してます。きょう、25、26、27本目ということになります。4年間で多分48本できるんでしょう。これをちょっと同僚の議員たちといかにつないでいくか、私も1年目に言うことと4年目に言うことがつながっていったら、少しはお役に立てるのかなと、そんな気もいたします。

お日様が輝いてまばゆいばかり。高篠も吉野も麦が刈られましたね。そして、帆山のほうにはヒマワリが植えられて、緑は目にまぶしく、まんのうの大地は躍動してます。この中で議場で話しよるのがちょっともったいないようでもありますけれども、きょうの私の質問は、一つ目は、職員の人事評価をどのように行うのか、二つ目は、住民の生涯学習をいかに伸張し育成するのか、三つ目は、地籍調査の進捗への展望を問い、行政への反映手法を問う、この三つであります。

私のは、ちょっと何する、何しないというよりも、役場の機関としてのあり方、組織の活動の仕方とか、どういうものを使うとか、手法的なことに偏って、皆様、ちょっとお答えしづらいかもしれません。しかし、町役場という機関が、あるいは公的な諸団体が連動し、躍動するならば、おのずからいい構想が生まれ、いい施策が浮かび出るんだろうと思います。そういう意味で、職員の皆様方には多少お手間をとらせておりますけれども、それがじわじわ効いてきたらいいというのが私の念願でございます。

ことは人事評価実施年初年度です。職員の皆様、非常に不安もあるだろうと思います。

まず何よりも、きょう、お座りの課長さん方は人事評価される側であり、する側です。心の中には煩悶があるだろうと思います。これをどのように行うのか、人事評価は何のためにどのような趣旨で行うのかをまず問います。そして、実施するまでにどのような手順を踏んで、積み重ねて今日に至ったのか。そして評価を行う視点はどこなのかと。評価者の観点がそろわないことには、なかなか定着は難しいんじゃないかと、そういうことであります。評価の手順と手法を問います。

そして、職員は一人一人が職務の目標を立てて仕事をするを私が在職時代からやっております。この職員の職務目標の立て方と人事評価というのをいかに連動させるのか、これについて町長の答弁を求めます。

○田岡秀俊議長 答弁、町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員の一番目の質問は、職員の人事評価をどのように行うのかでございました。通告に従って、御答弁申し上げます。

初めに、人事評価はなぜ行うのか、その趣旨と目的はでした。

本町が考える人事評価の目的、それは人材育成でございます。制度の実施を通じて、一人一人の職員を従前からの前例踏襲、無謬主義に代表されるお役所の職員から、いかにして行政サービスを向上させることができるのか、この一点に対して職員みずからが考え、そして創意工夫することのできるプロの行政マンへと育成することです。

行政運営の資本財であるヒト・モノ・カネのうち、モノ・カネの決定的に乏しい本町には、ヒトたる職員を育成することが喫緊かつ最優先の課題であります。そのためのツールが人事評価制度でございます。いかなる制度、施策、事業を実施しようとしても、結局、それらを取り扱うことになるのは一人一人の職員です。その一人一人の職員がみずからの所管する業務の中で、最小限の投資で最大限の成果を得ることを真摯に迫及する。そしてそのための努力をいとわない職員へと成長させることが目的でございます。

次に、実施までにどのような準備を重ねてきたのか。

先ほど述べました人事評価の目的を達成するためには、本町においてどのような制度設計が望ましいのか。この観点から、平成２２年度に人事評価システムを構築し、これに基づいて、平成２３年度から人事評価制度を試行実施いたしております。

そして、制度の目的、内容、方法を職員に周知するための職員研修会を毎年度開催するとともに、その中で聴取した職員からの意見等をシステム改修、または翌年度の制度試行、実施へと反映させてきています。

なお、この職員研修会では、近視眼的な職員からの意見だけでなく、幅広い立場、見識からの意見を求めるため、町議会にも参加を要請し、議員さんにも受講いただいた経過もございます。

次に、評価を行う視点をどこに置くのか、評価者の観点を向上させる手だてはあるのかでございます。

人事評価制度は、能力評価と業績評価の二本柱で構成されております。

まず、能力評価は、本町にとって望まれる職員像、いわゆるすぐれた人材とはどのような職員か、その職員が発揮する能力とはどのようなものか、これらをあらかじめ全職員に提示し、そしてそれらの能力が発揮できたか否か、また、どの程度発揮できたかを測定するものでございます。

次に、業績評価は、職員みずからがその年度で達成すべき目標を設定し、年度末にその目標がどの程度達成できたのか、その達成度を測定するものでございます。つまり、職員の1年間の仕事ぶりの過程を評価するものが能力評価であり、結果を評価するものが業績評価でございます。この二つの評価手法を組み合わせることで一人の職員を評価する、これが本町の人事評価における制度設計の骨子です。

次に、評価者の観点を向上させる手だてについてでございますが、当該制度の実効性を確保し、制度実施を意義あるものとするためには、職員の評価結果に対する公平性、納得性をいかに担保できるのか、このことが最も重要となります。

したがって、制度開始当初から、評価する立場にある職員を対象とした評価者研修を年4回、評価される立場にある職員を対象とした被評価者研修を年2回、これを毎年実施しており、その中で評価者の評価スキル、評価精度の向上を図るとともに、全職員に対して制度実施の目的、内容に関する理解度を深めております。そして、その研修成果を翌年度の制度実施に反映させております。

次に、評価の手順と手法はとの御質問でございました。

近代経営学の基軸理念でありますPDCAマネジメントサイクルを本町の労務管理内に確立させること、このことが本町人事評価制度の眼目です。つまり、職員一人一人の毎年の労務を単なる「プラン」計画から、「ドゥ」行動の繰り返しで終わらせるのではなく、その行動の成果を客観視するために「チェック」評価を行い、そして、その評価結果を翌年度の「プラン」計画策定に、「アクション」活用する、これら一連の流れを本町の労務管理上に定型化させるもの、それが人事評価でございます。

そして人事評価の中で最も重要なものが、職員同士が膝を詰めて話し合うこと、つまり面談です。この面談を本町の人事評価では大切にしており、したがって、PDCAそれぞれの局面で面談が実施されるように制度設計しております。

まず「プラン」の局面では、年度当初に目標設定面談を用意しております。この場で職員一人一人が1年間の行動指針を示すとともに、その1年間で達成しようとする目標を設定する。

次に「ドゥ」の局面では、10月に期中面談を実施し、評価者、被評価者双方が合意の上で職務遂行状況を確認し、必要があれば果敢に方針転換する。そして1月の評価面談では、1年間の行動及びその成果を「チェック」評価し、その評価結果を次年度に「アクション」活用させるため、3月にフィードバック面談を行う、これが評価手順でございます。こうして職員個人の労務管理にPDCAマネジメントサイクルを循環させることが制度設計の意図するところでございます。

なお、評価手法については、先ほど申し上げたとおりでございます。

次に、職員個々の職務目標との連動をどのように図るのかでございます。

行政目的実現のため、職員に対して最大限の努力を求めることは執行権者として当然のことですが、より効果的かつ効率的にこれを実現させるには、一人一人の職員に事前にその努力の方向性を提示しておくことが必要であろうと考えております。

したがって、先ほど説明いたしました業績評価における目標管理制度の中では、目標の連鎖というものを積極的に推奨しております。

町行政にとっての最上位の目標は町長公約であり、総合計画でございます。これを達成するためには、自分はみずからの所管する職務の中で何をどうなすべきか、その方法なり行動というものを目標化させ、これを上位職から末端の下位職にまで連鎖させることによって全職員の努力の方向性を統一させる、これが制度の設計意図でございます。

ただし、職員の所管する職務はそれのみではありませんので、例えば業務を遂行する上で考え得る業務改善、事務効率化、経費節減、こうしたことも目標化の対象といたしております。

ちなみに、今回の業績評価の制度設計に当たり採用しておりますのは、目標管理であってノルマ管理ではありません。つまり、目標とは上から与えられるものではなく、職員みずからが自分の意思によりみずからの思考のもと創意工夫を働かせ設定すべきものと定義しています。これが冒頭に申し上げました人事評価の目的とは人材育成であるとする理由でございます。

そして、職員は面談の中で上司、部下が連携を密にし、目標の連鎖とみずからの意思、意欲との整合性を図っていくことになります。この意味で人事評価は組織内統制のための道具であるとも言えます。つまり、人事評価制度とはコミュニケーションツールであり、組織マネジメントツールの側面があり、これらを通じて人材育成としてのツールとして成立する、そしてこれら的大もとにあるのが面談という場でございます。先ほど、制度設計に当たっては面談という場を大切にしていると申し上げましたが、これがその理由でございます。

最後に、評価するという行為を単純化して言えば、ほめると指導するという二つの行為でございます。これを一定のルールを設け、そのルールのもとで、そして客観性を担保した上で、公平かつ公正に実施していくことが人事評価であると考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 1番、竹林昌秀君、再質問を許可いたします。

○竹林昌秀議員 平成22年度から管理職には年4回、普通の職員では2年間の評価の手法の研修を行って、5年間、積み重ねて、6年目に着手に至ったと。非常に着実な組み立てで、まことに敬服申し上げます。

この人事評価の前に、私は学校の教職員たちが、勤務評定で、私が生まれた3年後の1956年に愛媛県の白石知事が勤務評定をやるといったところ、大騒動になって、日教組

の闘争のテーマだったと思います。職員組合とどのような協議を行ったのか、職員たちと意思疎通というところ、その努力についてちょっとお伺いしておきたいと思います。

○田岡秀俊議長 答弁、町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員さんの再質問にお答えします。

まず、職員の不安をどのように乗り越えて定着させたかということでございます。

当初の人事評価制度の前段から、人が人を評価するものである以上、100%完璧な評価制度などというものはこの世に存在しない、また、こうした制度構築に正解は存在しない、そこに存するのは妥当解のみであり、その解を見出すのは職員自身であるということ、この二点をあらかじめ全職員に対して公言し、そして毎年度開催される職員研修会では、この制度は職員がみずからの成長を促すために実施するものであり、職員の、職員による、職員のための制度と言える。したがって、この制度はほかの誰でもない職員自身がみずからの手で作って上げていくべきものであると宣言いたしております。

そして職員研修会では、匿名によるアンケート形式であらゆる意見を求め、その中で制度に関する不安、不満、疑問、質問点などには全て一問一答式で回答するとともに、その内容はインフォメーションを用いて全職員に公開いたしております。

また、その中での建設的意見や提言については、これを積極的に採用し、制度設計や翌年度の制度試行に反映させていきます。

いずれにせよ、こうした制度の構築に完成型は存在しないと考えています。実施してみても至らぬ点があれば、その都度、改善、改良を重ね、より望ましいものに仕上げていくべきと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 再々質問、1番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 職員組合とどのように協議したのか、労使関係を話し合っただけで、話し合っただけでいいです。話し合う意欲を職員組合が持ってなければ、それはそれでいいんですけども、そこを一つお聞きしたいということでもあります。

それから、お話のとおりで、職員のためのものなのだという意味と、最初の答弁では、役場の統治機構であるという一面、その両方を話されました。それはそのとおりだと思います。

目標の設定の仕方ですけれども、当人が気づいている課題を申し述べて、それで課長が協議してということでもありますけれども、果たしてそれでいいのでしょうか。個々人の課題意識は尊重すべきであり、実務担当が一番具体的に問題発見できることは間違いないですけれども、町長の公約があり、施策方針があり、町の総合計画があり、国の政策があり、県の指導方針があります。そうしたものを踏まえて職員が目標を立てているかどうか、それは課長の指導力にかかっているのではないかと思います。そのような協議をどうしているのか、この点について、目標の設定の仕方、目標が間違えていれば、どんなに努力しても結果は悪いわけですから、目標の設定の仕方、目標管理の仕組みのほぼ七、八割方の点をつくんじゃないかと思っています。どんなに難しくても、町行政として取り組まなきゃ

いかんこと、実現は不可能でもやらないかんこと、これはやっぱりまず一番に上げるべきでしょう。そればかりでは疲れ果てますから、やれば結果が出ることも盛り込みにゃいかんでしょう。

今までの行政のすき間は何なのか、今まで推進したことの行き詰っている路線を切りかえるという観点も要るでしょう。そうした総合だろうと思います。単に職員の自発的な問題意識で目標設定する、この答えにはちょっと私は納得いきませんが、いかがでしょうか。町長の答えを求めます。

○田岡秀俊議長 答弁、総務課長、高嶋一博君。

○高嶋総務課長 竹林議員さんの再質問にお答えさせていただきます。

先ほど御指摘がありましたように、組合等の協議については、町長の答弁の中にもありましたように、まんのう町としましては、今回の人事評価について人材育成という観点を前面に押し出しております。したがって、これ自体で組合のほうから人事評価に対してこうしてほしいとか、要望等については、現在のところはなかったように私は聞いております。

それと目標設定についてでございます。

目標設定につきましては、当然、町長の答弁の中にもありましたが、町長の公約、それ以外にも、副町長がこういうことを町としてやってもらいたいということなり、教育委員会部局については、教育長さんのほうの、1年間、こういうことを目標にしたいというようなものを前段でお示しをした上で、課長さん方に当該年度の目標設定を行っていただいております。その面では上意下達というような体制が整えられておるといふふうに考えております。

それ以外の目標設定について、全部が全部、先ほども説明した中で連動していくというわけにはやはりいきませんので、個々の課長補佐級なり、監督級の職員なり、それ以下の職員等のところで組織としてのこういう問題とか課題を解決するとか、それ以外にも事務の効率化とかというような部分を取り扱う目標設定を行っている方もございますので、そういう点につきましては、やはり統一性を持ったような格好での評価を年4回、評価される方についても年2回ということで、先ほども言いましたように、これを職員全員にアンケート形式をとった部分を公開するような形で、より職員として人事評価が自分らのものになるような流れをつくっていったらいいというふうには考えております。

○田岡秀俊議長 再質問、1番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 運用に際しては面談を重視して話し合う、コミュニケーションのツールでありマネジメントの道具であると。非常に確かな答えでございまして、まったく私もそのとおりだろうと思います。

年間4回、課長さん方が職員たちと話し合うということの労力、時間、大変だろうと思います。それを見ないかん副町長や町長は、忙しいが上にも忙しいということになるんだろうと思います。そのようなことをどのように乗り越えるのか、期待を持って見守りたい

と思います。

それで、評価する側とされる側の人の相性の問題があります。これをどのように克服されようとするのか、ちょっと、今、お考えのところをお伺いしたい。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員さんの再々質問にお答えいたします。

人間の相性の問題をいかに克服するのかということでございます。

人事評価は職員間の信頼の上に成立いたします。そして、信頼を得るために最も重要なものが評価の公平性と納得性です。この公平性と納得性をいかに担保できるかが制度の成否の鍵となります。そして、評価の公平性と納得性を担保するために最も重要なものが、評価の局面からいかに恣意的裁量を排除することができるかであると考えております。

竹林議員御指摘のとおり、人が人を評価する際に人物評価を行えば、そこには合う、合わないや、好き、嫌いという評価者個人の主観に基づく裁量が介在する余地を生ずることになります。したがって、今回の制度設計では、評価行為を可視化された事実の確認行為と定義いたしております。そして面談の場で、評価者、被評価者双方が合意の上で、評価対象となる可視化された事実の有無を確認していく、これが評価であると規定いたしております。

例えば、先ほど申し上げました能力評価についてでございますが、職員の職務は一つの職務行動の積み重ねで構成されております。したがって、評価の対象を能力という曖昧模糊とした表現ではなく、その有する能力から発露された具体的な職務行動として、その職務行動という可視化された事実が単純にあったか、なかったかということの評価者、被評価者双方が確認していく、これが能力評価でございます。

業績評価でも、目標設定の際には極力数値化による目標を設定することを推奨するなど、達成度測定 of 局面において、評価者の恣意的裁量を排除するための措置を講じておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 再質問、1番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 私ども議会は2年間で編成を変えました。皆様方、課長さん方も合併した当初、課長席においでた方は副町長さんがおいでるだけでしょうか。10年間でさらさらと人は動く。

私が申し上げたいのは、人の相性の問題は克服することは極めて難しい。どうしても相性がいい、悪い、ありますね。人事というのは不公平なものだという前提も、言い過ぎかもしれませんが、一面理解しておく必要があるだろうと思います。ただし、3人連続、別の課長さんからよい評価をいただいた人は、多分立派なんでしょう。3人続けて評価が悪かったら、これはもう諦めなししょうがないのかなとか、運用者と、評価する人ととされる人の人間関係が固定化しない、さらさらとした人事運用を求めたい。

人間関係の固定化はいじめを生み、人を虐げ、大きな態度で威圧するということを生みやすいです。どんなに能力があっても、ベテランになればなるほど、周囲に

対する迷惑というのはあるだろうと思います。よどみない人事配置をお願いしたい。

それから、評価する人はどうしても恨まれやすい、嫌われる、怖がられる。評価する人を長くそのポジションにおいてはこじれるということがあるわけです。人事運用と密接にこの評価システムは結びつくものだと思いますが、これについて町長の答弁を求めます。

○田岡秀俊議長 答弁、総務課長、高嶋一博君。

○高嶋総務課長 竹林議員さんの再質問にお答えさせていただきます。

先ほど町長の答弁の中にもございましたが、極力、人事評価については数値化ができるもの、達成度については、できた、できないではなくて、どの程度できたというような判断を数値化できるものを対象というふうに指示をしております。これは当然恣意的なものが入らないことを前提に考えておりますので、そういうことも含めて人事評価はしていきたいなというふうに考えております。

それと人事につきましては、当然、やはり長い期間、同じポジションなり同じ上下関係にあれば、おっしゃるような状況を生む可能性もあるかと思いますので、そういうふうにならないような人事配置、人事については考えていきたいなというふうに考えておりますので、御了解をいただけたらと思います。

○田岡秀俊議長 再質問、1番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 非常に多様な職務があり、多彩な施策を遂行している町役場には、いろんな持ち味を持った人がいるんだろうと思います。人と手をつなぎ、協力し合って、物事を強力に進められる人間、町が撤退しなければいけないときには、ずばりと割り切れる幾分残酷な人間も要ります。それを施策の遂行段階に応じて配置できればいいわけです。

かつての海軍は人材海のごとしと言われましたけれども、それでも戦争は負けてしまった。難しいことはよくわかります。こうした努力を積み上げることを御期待申し上げたいですけれども、実を申し上げると、人事評価の運用は、学校の教職員の世界において、勤務評定以来、長く何十年も積み上げられている。我が教育長さんは校長先生であったし、教育事務所の所長さんでありました。この経験を本町に持ち込めないのか。教職員の世界で培った人の配置や運用や評価の視点を持ち込めぬかどうか、教育長さん、まずちょっとこれについて、今までの蓄積をお語りいただけたらありがたいです。

そして町長さん、それに対する答えをしていただけたら一本目を終えたいと思います。

○田岡秀俊議長 答弁、教育長、三原一夫君。

○三原教育長 竹林議員さんの再質問にお答えいたします。

竹林議員さんのお尋ねの趣旨は、長い蓄積がある義務教育小学校の勤務評定の運用実績を町の人事評価に導入できないかということであろうと思います。

香川県におきましては、昭和33年に香川縣市町立学校職員の勤務成績の評定に関する規則が定められ、勤務評定が実施されてきたところであります。この勤務評価制度は約60年余りの運用実績を持っておりますが、現在に至るまでには多くの紆余曲折を経てきたわけであります。

人事評価は個人の能力や可能性を伸ばすための手段であり、評価のための評価であってはならないことは言うまでもありません。したがって、評価の結果は人材育成、能力開発や適切な人事配置、昇給、昇任等、人材育成、能力開発システムや、人事、給与システムとの連動した活用を考えていくことが有効に機能するものであろうかと考えております。このことは一般公務員の評価制度であっても教職員の評価であっても共通点が多いわけですので。ただ、学校は管理職である校長、教頭以外は同じ教諭等の職にある単層型のいわゆる鍋ぶた型社会であり、教員間の横並び意識が非常に強く、相互に余り干渉しないといった特徴が見られます。

また、勤務場所も教室であったり、野外運動場であったり、家庭訪問や校外学習もあるわけであります。管理職の目の届かないところで勤務することが多いわけでありますから、自立した教員感をもっていなければならないのは当然であります。そこで評価にも工夫が要るわけであります。

また、教師の指導はすぐその成果が見えるものと、成果が見えないものがあります。成果が見えないものでも、子供には深い影響があったものがあります。非常に結果の評価については見にくいものと考え、評価基準を多様に持つておくということも重要であろうかと思えます。

教員については、次の三点について評価の対象になることが多いわけであります。

一つは学習指導であり、二つ目は生徒指導、三点目は教育指導に関する指導助言であります。この点も一般公務員と大きく異なるところであります。評定の要素である意欲とか責任感、協調性については共通な部分があると思われます。理念や考え方については活用できる部分が多くありますが、細部にわたる方法的なところについては、活用できない非常に困難なところがあると思われます。

以上、竹林議員の再質問への答弁とさせていただきます。

○田岡秀俊議長 答弁、町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員さんの再質問にお答えいたします。

今、教育長さんがお答えいたしましたように、人事評価、教育者の面で共通な部分と共通でない部分があるということでございましたので、一般職員と共通することは大いに取り入れてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 再質問、1番、竹林議員。

○竹林昌秀議員 まことに町長部局がコンサルタントとかを使って研修した仕組み、それは非常に敬服に値するものであります。そこに教育長さん、教育の世界が積み上げた経験が持ち込まれるのならば、コンサルタントは何ととっても本で読んでお勉強した人たちです。うのみにしないように、実践をしながら紆余曲折を乗り越えていきたいと思えます。人材育成が目的であり、その人材というのは公行政に資するための資質の涵養でしょう。そしてコミュニケーションのツールであり、マネジメントの手法であり、そして町役場のガバナンスの手法である。まことに当を得た御答弁、ありがとうございます。以上を

もって、一本目を終えたいと思います。

○田岡秀俊議長 1 番目の質問を終わります。

続いて、2 番目の質問を許可いたします。

○竹林昌秀議員 それでは二本目、住民の生涯学習をいかに伸張し、育成するのか。伸張というのは伸ばすという意味であります。社会教育課を生涯学習課と改編いたしました。私は生涯学習振興法が制定したときに、その世界に身を置いた人間であり、まことに我が意を得たりと御期待申し上げるわけであります。町長は生涯学習をどのように理解しておいでなのか、まず伺いたい。

そして、教育長の生涯学習感、生涯学習というのはどのようなものであるのか、教育の専門家としての見識を拝聴したいです。そして、地域社会の伝統文化も視野に入れた御答弁をいただければ、さらにありがたい。

生涯学習とは人の生まれてから死ぬまで、それを視界に入れたものであると同時に、学校教育と学校外の教育を普遍的に統合するものであると私は理解しておりますが、学校教育と学校外教育、こうした学習活動をいかに連携させるのか、これをお答えいただきたい。

そして、社会教育関係団体と称する諸団体をどのような手だてでもって育成するのか、その手法を問いたいと思います。ここまでにさせていただいて、残りは再質問でお願いしたいと思います。町長並びに教育長の答弁を求めます。

○田岡秀俊議長 答弁、町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員の2 番目の質問は、町長は生涯学習をどのように理解しているのかというお尋ねでございました。

生涯学習とは、住民が生涯に行うあらゆる学習、すなわち社会教育、文化活動、スポーツ活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、企業内教育、趣味など、さまざまな場や機会において行う学習で、住民一人一人が自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたってあらゆる機会にあらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる生涯学習社会の実現に努めることであります。

地域住民同士が学び合い、教え合う相互学習等を通じて、住民の教養の向上、健康の増進などを図り、人と人とのきずなを強くする役割を果たしています。

これに加え、多様な学習活動を通じて、地域住民の自立に向けた意識「自助」を高めるとともに、学習活動の成果を協働による地域づくりの実践「互助・共助」に結びつけていく役割があると考えておりますので、よろしくお願いします。

○田岡秀俊議長 答弁、教育長、三原一夫君。

○三原教育長 竹林昌秀議員の御質問にお答えしたいと思います。

この生涯学習観を問うというお尋ねは、教育委員会にとりましては基本的で根本的なものでありまして、今後、施策を打っていく上で常に心しておかなければならないことであろうと思慮しているところでございます。

平成28年4月1日、役場の機構改革によりまして、教育委員会内の課名が社会教育課

から生涯学習課に変更になりました。このことの意味は大変大きいものと考えております。単なる課名の変更ということだけではなく、社会教育から生涯学習へという理念や哲学が変わったわけであります。教育という言葉からは、上から教えるという意味合いがありますが、学習という言葉は、自分から求めて学ぶという意味合いを持っております。まんのう町教育委員会におきましては、課名の変更はおくれましたが、生涯学習課としてその活動は既に機能していたわけでございます。

さらに申し上げますと、社会教育とは、旧来の社会教育法では学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動と定義されておりました。つまり、行政サイドからの組織的、教育的な指導をするという意味合いが強かったわけであります。戦後という時代背景もございましたが、やはり、国や県、市町村からの指導的な側面、つまり援助や管理、奨励といったことが中心でございました。

それに対しまして、生涯学習という概念は、町民の皆様の自発的意思に基づく学習活動を奨励するとともに、社会教育、スポーツ、文化活動、その他生涯学習に資する事業を援助して、生き生きとした人づくりと活気に満ちた地域づくりのためにあるという認識を持つべきであろうと考えております。

ここで特に大切なことは、町民の皆様の主体性と創意工夫を損なうことのないように配慮しなければならないと考えているわけでございます。言い古されてきた言葉ではありますが、生涯学習とは学校で行われる教育だけではなく、人間が一生涯、燃やし続けて生きていくことの意味や重要性を不断に追求していくものと考えerべきであろうと思います。

こういったことから考えていきますと、今後、まんのう町における生涯学習のあり方についても、地域に根差した特色を持ったものを、地域のニーズを大切にしながら、住民の皆様が、自立、協働、創造を大切にした生涯学習社会が構築できればいけないのではないかと考えているわけでございます。

次に、学校との連携についてでございますが、学校教育では町教育委員会で作成した副読本「まんのうのすがた」を活用して、町の土地の様子や産業、人々の暮らしに関することなど、町の実態を学んでおります。

具体的な教科では、生活科や総合・社会科の学習時間において、学校周辺や町内のいろいろな施設の見学や、農家、商店、サービス業の体験、神社や歴史民俗など、幅広く地域の皆様の御協力のもと校外学習を実施しているところでございます。

児童・生徒と生涯学習とのかかわりでは、夢基金を活用したヘキサスロンによる体力向上や、科学・文化など将来に夢を与える取り組みを計画、実施しているところでございます。

また、地域とのかかわりにつきましては、長年続いてきた通学合宿や、児童生徒が積極的にかかわる公民館まつりのボランティア等が考えられるというふうに思っております。

次に、社会教育関係団体を育成する手法について申し上げたいと思います。

まんのう町では、住民の自発的な意思に基づく学習活動を支援するため、社会教育、ス

ポーツ、文化活動等、社会教育関係団体に対して社会教育の普及、向上または奨励のための事業に補助金を交付しており、平成26年度にはスポーツ活動3団体、文化活動91団体、社会教育等活動13団体に交付いたしました。

また、生涯学習の成果を対外的に発揮することを支援して、さらに育成発展の手がかりを広げようとするため、全国大会等への参加奨励金として、個人競技の場合は参加者一人当たり1万円、団体競技の場合は参加者一人当たり5,000円を交付しており、平成27年度には軟式野球、バレーボール、なぎなた等、個人団体を合わせて77名の方に全国大会等への参加奨励金を交付いたしております。

健康で心豊かな生活を送り、社会生活や仕事、まちづくりに必要な力を養うために、住民誰もがいつでも学ぶことができるよう生涯学習の振興を図ってまいりますので、御理解をお願いしたいというふうに思っております。以上でございます。

○田岡秀俊議長 再質問、1番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 生涯学習の理念にふさわしい学習活動なり、教育の世界を総覧される御答弁をいただいて、まことに腑に落ちるものが大きいです。

我が町は学級講座の開催数において県下でトップであって、本町の関係者の努力、住民が皆集まって活動を行うことについては輝かしい成果を上げているものと、私たちは自信を持っていいんじゃないかと思えます。

まんのうにおいては、旧町五つの公民館、琴南、仲南の公民館が拠点性を発揮して、皆が集いやすい活動ができてるかのようには思います。

しかし、今の時代の課題を少し考えてみたいと思います。時代の潮流と現下の社会動向を踏まえた学習テーマは何か、住民との協議をどのようにするのかということでもあります。

先ほど、関係員さんから五人組、見守り、声かけ、これ、推進していくのがなかなか難しいんだと。総務課長が腰の引けた御答弁をされて、難しいかのように言っておりますが、私から見ると、五人組つくらんかいうて、誰がさっと参加しますか。五人組を上手にやるところを視察して、ええなと思ったらやるでしょう。人をその気にさせるのは、講演会を聞かせて、シンポジウムの意見交換して、分科会で事例発表を聞いて、現物を見て、熱心なリーダーがあらわれたときにできるんであって、自主防災組織が立ち上がらないのも、啓発、学習が手おくれで、いきなりやらんかいうたって、それは乗らない。二、三年、そういうことを繰り返して、皆が知識、経験を持ち、物の見方がそろってきたときに、ほんならわしが世話しようかという覚悟を決めた人が、1人、2人、あらわれたら動くわけです。

今、本町の国民健康保険は24億円会計です。ざっと1億円ぐらい違ってるかもしれませんが、介護保険は23億円会計。後期高齢者は皆さんの目に触れませんが、31億円か32億円ぐらいで、この3会計を合わせると78億円ぐらいが動いている。その上に、民生課26億円か、福祉保険課のところに26億円ぐらいのがありますね。壮大な社会保障国家ができ上がっている。一般会計規模はわずかに100億円前後であります。

我が町の、そしてこの国の命運を分かちつは社会保障費の負担でありましょう。税金を上げて国保会計の基金残高ゼロを補填するのか、国民健康保険料を上げるのか、この重大な決断に、この1年、迫られるかに思います。

社会保障の制度を使うのは住民であります。住民が過剰な検査を受け、無駄な施薬を受け、余計な入院を繰り返せば、公費負担並びに保険料は上がるわけであります。この仕組みを住民に学習していただけないでしょうか。公民館の学級講座で介護保険の財政構造や負担構造、制度の理解が社会の効率を上げます。賢い住民がみずからの負担を軽くする。地域創生も災害時の安否確認も学習啓発であります。

昭和24年の社会教育法以来、積み上げてきた、普及し、啓発し、学習を促し、支援する手法を行政職員全員に身につけていただけないだろうか。人々の活動は小さな積み上げの延長線にしか成り立たないと思います。公費調達して執行すれば終わりという時代は終わった。我が町はあらゆるインフラが整っている。社会保障の制度も全て整っている。しかし、その無駄や非効率、負担の大きさは大きな課題であります。

行政全般が生涯学習の視点で施策遂行を図ってもらえないか、町長の答弁を求めます。

○田岡秀俊議長 答弁、町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員さんの再質問にお答えいたします。

近年、著しい科学技術の高度化、情報化、高学歴化、少子高齢化が進む中、住民のライフスタイルの変化や価値観の多様化が見られます。住民の生活水準は向上し、自由時間も増大いたしております。

物質的な面で、豊かさに加え、精神的な面での豊かさを求め、生涯を通じて健康で生きがいのある人生を過ごすことや、自己実現などを求めています。

このような状況の中で、住民は高度で多様な学習機会を求めるようになってきております。行政がみずから提供する学習機会だけでは住民の学習ニーズに十分対応することはできなくなっており、このような多様化、高度化する学習ニーズに的確に対応するため、大学等高等教育機関や民間教育事業者、企業の人材や学習資源を活用しながら豊かな学習機会の確保に努めるとともに、学習情報の提供を通じて住民自身の学習意欲と自由な創意工夫を生かした学習活動を支援することが重要であると考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 再々質問、1番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 行政の普及啓発として生涯学習の視点に立った社会教育の手法とか、教育学習のツールを使っていただけないかと、これへの町長の答弁を求めます。

○田岡秀俊議長 答弁、総務課長、高嶋一博君。

○高嶋総務課長 竹林議員さんの再質問に対してお答えをさせていただきます。

生涯学習のツールを行政へ活用できないかということでございます。

先ほども竹林議員さん御指摘のように、福祉行政等について、やはり町民の方々に広く知っていただく必要がございます。ジェネリック医薬品の利用等の普及啓発なり、受診医

療の中で、同じところへ二度、三度と行かないというようなことについても広く啓発して、住民の皆さんに知っていただいた上で、国保財政の危機的な状況をお知らせすれば、対応の方法も出てまいりますし、そういう面では、職員一人一人が住民の方々を啓発できるような資質を向上させて、いろいろなところでその啓発に尽力していく必要が今まで以上にあらうというふうに考えておりますので、そういう部分については、町一般職のほうも、そういうものに対して学習をしていきたいなというふうに考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○田岡秀俊議長 再質問、1番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 住民は賢明な行動をしてくれます。私が所管していたときに、ジェネリックの使用率は十五、六％でした。今や60％を超えるぐらいになってます。そして、調剤費、薬の施薬料は香川県平均の三十数％増、恐ろしい数字でした。今、私、20％を切った時点で、もう下げどまりかと思ったら、まだ12％増まで下がりました。それでも基金は底をついたということあります。よく住民は協力してくれて、理解してくださる人たちです。

私も人材育成の講演につい呼ばれて行ったりしますけれども、どう言っているかといいますと、パソコンに向かって仕事するだけが役場の職員じゃない。住民の海へ、集落の森へ、生涯学習の川をたどり、協働の峰を越えようと、こういつて私は講演会を終わることが多いです。行政と住民が対等に力を合わす前提は学習であります。共通理解であり、対等な立場で意見交換することです。

町長の人材育成は面談であると。この手法を職員全員が体得され、活用されることを期待しております。

全国大会に行けば、1人1万円、団体だったら5,000円とあります。北海道へ行っても、岡山へ行っても、5,000円、1万円ですか。我が町民はなぎなたとか剣道とか種々大活躍してくれて、町民の誇りであります。旧仲南では全国大会に行くバレーボールチームを町民バレーボール大会で一人一人の名前を読み上げ紹介し、町民の誇りとして地域社会の活動状態を伝えた。そのような手法は駆使できないのだろうか。

そして、社会教育関係団体への助成、住民がコンサートをやりたい、シンポジウムをやりたいといったときにどうするのか。全国大会へ、婦人指導者研修に派遣するとき、文化財の研究に人を派遣するとき、人の育成にお金を使う町でありたい。

住民が町内でプランすることを援助してもいい。町外の大会に出るのを援助してもいい。種々の生涯学習の成果を発表することを促進する仕組みが要るのではないのでしょうか。

及ばずながら、私はかつて仲南町生涯学習振興条例というのを制定して、文科省へ報告に伺って、東京都生涯学習局長から問い合わせがあったり、私はあちこちから呼ばれるようになったのもこれです。これが合併した当初の財政の見通しがきかない時点では、こういう給付行政、サービス行政の仕組みは見送られた。それは穏当な判断だったと思います。しかし、今や我が町は基金残高が七十六、七、八億円、実質公債費比率は9％前後、極め

て安定した財政健全化指標は健全過ぎて数値が出ない項目すらある。有効な財政資金の使い道を考える時期に来ているわけであります。行政改革と人員削減に邁進した20年が皆様の頭をかたくしている。メーターを見ながらアクセルとブレーキを踏もう。給付行政のよりどころとして、こうした生涯学習を制度として立ち上げる条例の制定の検討を求めたいと思います。町長、いかように考えられるか、今の時点でのお答えをいただきたい。教育長さんでも結構です。きっぱりとは答えられんでしょうけど、心づもり、考え方を。

○田岡秀俊議長 答弁、町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員さんの再質問にお答えいたします。

条例等につきましては、今後、十分考えていきたいと思ひますし、財政支出に対しましては、今回、合併10周年ということで、町民の皆さん方からもいろんな提案をいただきました。それで、今回限り、一過性に終わらせるものでなくて、継続できるものも何点かあるかと思ひます。そういう点も、今後、取り入れていきたいと思ひますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 再質問、1番、竹林議員。

○竹林昌秀議員 合併10周年の記念事業で、私もちよつと老人会経由で申請させていただいて、仲南の春日出身の衆議院の増田穰三先生の詳伝、伝記を編さんすることを立ち上げました。これに町が手を挙げたらお金を出してくださるということで、これも生涯学習の一つの活動なんだろうと思ひます。

そうしたものを、なかなかそうテーマが出てくるわけではありまへんから、大した財政支出になりまへん。しかし、例規の基づいて支出するという権威なり正当性を与えるということは住民の意欲を喚起します。ぜひぜひ、この後、検討していただくようをお願いを申し上げます。仲南の運用実績からすると、それが途方もない財政支出をもたらしたものではございませぬ。よろしくお願ひします。

○田岡秀俊議長 二つ目の質問を終わります。

ここで、13時30分まで休憩といたします。

休憩 午前11時48分

再開 午後 1時28分

○田岡秀俊議長 それでは、休憩を戻して会議を再開いたします。

竹林昌秀議員の3番目の質問を許可いたします。

○竹林昌秀議員 それでは、3番目の質問をさせていただきます。

本町が進めております地籍調査の進捗への展望を問い、これの行政への反映する手法についてお尋ねします。

地籍調査の事業目的は何でしょうか。随分前に始まりましたんで、何のためにしよんか、ちよつともう一度、みんなで理解を共有したい。

住民や職員は地籍調査の意味を理解しとるんでしょうか。担当職員が一生懸命やっ

ることはよくわかるんですけども、地籍調査の意味をみんなで理解していきたい。

それから旧町ごとに展開してきて事情が違います。ここの差異というのをちょっと見きわめておきたいと思います。

地籍調査の進捗のために、今の課題は何でしょうか。地籍調査課長から進捗をグラフにしたものを3月議会に出していただいて、実に推進の状態はわかっておりますけれども、そのところ、今の課題を伺っておきたい。

今後、展望、どれぐらいいたら終わるんか、めどというんですか、これぐらい進めたら、国の予算のつき方もあるでしょうし、職員の配置の仕方も種々あるでしょうけれども、それを今の時点でお伺いしたいと。まずはここまで町長の答弁を求めます。

○田岡秀俊議長 答弁、町長、栗田隆義君。 （大西豊議員着席 午後1時30分）

○栗田町長 竹林議員さんの3番目の御質問は、地籍調査の進捗への展望を問い、行政への反映手法を問うでした。

うち、初めの御質問は、地籍調査の進捗への展望を問い、行政への反映手法を問うでございました。

地籍調査事業とは国土調査法に基づく調査であり、土地分類調査、水調査、地籍調査の3本柱の中の一事業であり、国土の開発及び保全並びにその利用の高度化に資するとともに、あわせて地籍の明確化を図るため、国土の実態を科学的かつ総合的に調査することを目的として行われる事業でございます。

次に、住民や職員はその事業の目的等を理解しているかという質問でございます。

現在、進めております満濃地区の地籍調査につきましては、昭和63年度に着手し、今年度で29年目を迎えるわけですが、その間、住民個人の分筆登記や道路改良工事、災害復旧工事等公共事業の実施に当たり、用地測量、用地交渉に地籍調査の成果が多く利用されていることから、職員はもとより、住民の方にも十分御理解はいただけていると思っております。

次の御質問は、旧町からの展開の経過を問うでございました。

まんのう町の地籍調査事業は、旧琴南地区が昭和38年度より着手し、昭和46年度で完了いたしました。

また、旧仲南町では、昭和57年度から平成8年度で事業完了いたしております。

現在、実施中の旧満濃地区は、昭和63年度に西高篠地区より着手し、東高篠、羽間、四条、吉野下など北部地区より順次調査を行い、現在、炭所西地区の調査を行っております。

調査完了面積は、平成27年度末現在において29.46平方キロメートルであり、国営公園を除いた計画実施面積の63%の調査を終えております。

次の御質問は、展開する上での現下の課題は何かでございました。

調査事業の原則は、所有者に立ち会いを求め、両者合意のもと公図に示された地番境界、地目を確認するものでございます。

しかし、昨今の木材価格低下や木炭需要の低迷により山林に対する関心度も低く、相続等で所有したものの、隣接者との境界確認ができないケースが多く見受けられるようになりました。

また、山林境界に精通した方の減少や、山林の荒廃は事業を推進していく上にも大きな障害となっております。

また、進捗状況と今後への展望を問うでございます。

先ほど、地籍調査の経過説明の中で説明いたしました内容と重複いたしますが、旧満濃町では昭和63年度に西高篠地区より事業着手し、北部地区から順次調査を行い、今年度で29年目を迎えております。

昭和63年から平成19年度までの20年間の調査面積は15.43平方キロメートルで、進捗率は33%でありましたが、平成20年度に地籍調査課を新設し、職員を増員した結果、平成20年から平成27年の8年間の調査面積は14.03平方キロメートルとなり、大幅に調査完了面積を伸ばすことができました。

平成27年度末現在の進捗率は63%（国営公園部分を除く）となっております。平成28年度の調査をもちまして、炭所西地区の調査は完了いたします。

現在、国に提出しております計画書による予定では、最終年度を平成36年度としておりますが、先ほど、竹林議員さんの御質問にもございましたように、現下の課題である山林所有者の立ち会い等諸問題や現地の荒廃状況、国からの補助金の縮減により調査期間が変動する可能性がございますので、よろしく願いいたしたいと思っております。

○田岡秀俊議長 1番、竹林議員、再質問。

○竹林昌秀議員 国家の存立は戸籍住民基本台帳と土地台帳です。律令国家が当時としての地籍調査を行ったんでしょう。それから豊臣秀吉は検地を行いました。明治国家は地租改正をして税収の安定を図りました。

私たちが長らく使ってきた土地台帳は、明治の中ほどにつくったものを使っていて、それを今の地籍調査が乗り越えてきたということでもあります。この重要性は誰もが認めるところで、これがないといろんなインフラ整備や各種振興施策は動きません。何よりも課税の根拠です。

まんのうでは29年目を迎えておると。琴南は、これ、8年で終えたんです。仲南は十四、五年ですか。土地の事情、境界を定めるのが難しいのかもしれませんが、30年近くになってまだこの進捗というのはいかがなものかと思うわけです。

私は、この地籍調査は行政に使うものであって、どのように使われているのか、これを聞きたいと思っております。

仲南が終わったといっても、国道のカーブを切り取ったり、工事があって地形が変わっております。これが反映されとるんかどうか、ちょっとお答え願います。その後の終わったところの移動が地図情報システムに反映されとるんかということでもあります。お答え願います。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 地籍調査の成果をどのように今の行政に生かしているのかとの御質問でございます。

地籍調査の効果といたしまして、まず考えられますのが、土地境界トラブルの防止、土地取引の円滑化、災害復旧の迅速化、公共事業の円滑化、課税の適正化等が上げられます。たとえば例を挙げますと、町外に住む子供さんたちが境界もわからないまま土地の相続を受けた場合など、地籍調査を実施済みの土地であるならば、土地所有者のほうに正確な図面と現地に復元できる資料を提供することにより、大幅に住民サービスの向上は図られます。

また、地震、台風等による土砂崩れに遭遇した場合など、現況がなくなり、復旧工事もなかなか着手できないものですが、地籍調査のデータの活用により、迅速に復旧工事が行われ、地域住民の大切な命と財産を守ることができると思います。

現況につきましては、担当課長のほうから説明させていただきます。

○田岡秀俊議長 答弁、地籍調査課長、山内直樹君。

○山内地籍調査課長 竹林議員の御質問によりますと、地籍調査が済んだ後の管理状態はどうなっているかという御質問だったと思うんですけど、その部分に関しましては、今現在、分筆におきましても、座標管理の中で適切に分筆等も今の地籍調査図の中へ反映して、適切なる管理が行われておると思います。

先ほどの中で、道路が広がったところ、それは事前に道路が広がる部分に関しては分筆行為も行われますので、それは図面の中にちゃんと反映できております。

○田岡秀俊議長 再々質問、竹林議員。

○竹林昌秀議員 地籍調査課が地籍調査をしているのは何となくわかるんですが、私が土地改良課に行ったりなんかしたときに、見せてもらう図面や写真が古いんです。あれ、まだ直ってないのかなと思うことがあるんですけど、役場がつくつとる地図情報システムへの反映がどうなつとるんか、ちょっとこれ、地籍調査課のデータが、これは補助事業でやつとるんだからできとると思うんですが、それがうちの役場が使いよるんかどうか、地図情報システムの更新は、最新データはいつのでやつとるのか、これ、お答え願えますか。人件費と予算使つとるから、最新を使いこなさないかんということです。

○田岡秀俊議長 答弁、地籍調査課長、山内直樹君。

○山内地籍調査課長 竹林議員の御質問にお答えいたします。

竹林議員の御質問の内容は、恐らくGISへの搭載がどうなっているかという御質問じゃないのかと思うんですけども、それは地籍調査の業務といたしましては、国の認証を行い、それで済んだ状態の、国からの地籍調査の認証がおりた場合は、すぐさま、情報といたしまして税務課のほうへ送付いたします。その税務課の情報に基づいて、企画のほうでGISのほうは管理をしていただいております。

○田岡秀俊議長 再々質問、竹林議員。

○竹林昌秀議員 じゃあ税務課と企画の地図情報システム、G I Sを管理しているところが、地籍調査課が出したデータをどのように反映しているのか、現況、最新版のデータをいつ更新したのか、町長、お答え願います。

○田岡秀俊議長 答弁、総務課長、高嶋一博君。

○高嶋総務課長 お答えさせていただきます。

G I Sというのは、町のほうで地図情報、これは航空写真とか地籍図、それ以外にも、いわゆる下水道台帳とか道路台帳とかいう部分を統合的に地図の上へ落としておる部分がございます。その部分につきまして、物によって搭載状況が変わるのですが、航空写真等であれば、香川県等が実施しておる航空写真をそのまま使わせていただいておりますので、現時点であれば、今の状況であれば、2013年度のを反映しているというような格好になります、少しおくれているという状況になりますし、それ以外の地図についても、順次、更新はかけておりますが、やはりタイムラグがございます、1年、2年というふうな格好でおくれている場合もございます。なるべく新しい情報を反映していくようにというふうには心がけておりますので、その点、御理解をいただいたらと思います。

○田岡秀俊議長 再質問、竹林議員。

○竹林昌秀議員 地籍調査の数値情報を最も新しく更新したのは何年版ですか。こういうデータは何年版データによるという根拠が大事なんであって、その年度をきっちり答えてください。休憩をとってもいいし、本議会中に、一般質問中に答えていただいてもいいです。いかがでしょうか。

○田岡秀俊議長 答弁、総務課長、高嶋一博君。

○高嶋総務課長 地籍情報につきましては、現在のところ、私の記憶の中にございませんので、また後日、調査しまして、お答えをさせていただきます。

○竹林昌秀議員 議員全員にわかるように、きっちり何年版で、今、使っているとお答えください。

○田岡秀俊議長 再質問。

○竹林昌秀議員 税務課長さんが所管していると思いますが、税金への反映、固定資産税、国保税の不動産割への反映はどのようになっておるのか。旧3町間で扱いが違うのかもしれないという気もいたします。いかがでしょうか、町長、答弁を求めます。

○田岡秀俊議長 税務課長、脇隆博君。

○脇税務課長 竹林議員さんの御質問にお答えいたします。

地籍調査の満濃地区分につきましては、修了後に地籍調査を反映するようになっております。終了している分につきましては、地籍調査の面積で課税のほうをいたしております。以上です。

満濃地区につきましては、地籍調査完了後に地籍調査の面積に置きかえるようになっております。

○田岡秀俊議長 竹林昌秀議員。

○竹林昌秀議員 私、旧町のことは知りませんが、調査が終われば課税をかけてきたわけです。満濃においては29年前の状態です。これだけでいいのか。これだけの巨額の予算を投入し、人員を投入して、それが公正な行政と言えるのでしょうか。3町合併したのであり、3町間のバランスをとる必要がある。これは政治レベルで話し合う必要がある。今、明確な答えは求められませんが、町長、この問題を重大な問題と考えるか、軽い問題と考えるか、お願いします。

○田岡秀俊議長 答弁、町長、栗田隆義君。

○栗田町長 この問題につきましては、過去の旧の満濃町でも議論されたことがあるというふうに聞いております。公平さの上では重大な問題であろうかとは思いますが、過去の経緯によりまして、いろいろ問題点はあるかと思っておりますので、十分調査をしたいと思っております。

○田岡秀俊議長 竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 私が役場へ就職して数年後ぐらいの数値のままであって、それで来ていることが公正と言えるのかどうか、よくよくこの後、論議していきたい。数年かけていくとか、暫時いく方法もあります。種々手だてはあろうかと思うし、全国にこういう事例をどう扱ったのか、調査すべきだと思います。いかがでしょうか。

○田岡秀俊議長 町長。

○栗田町長 竹林議員さんの再質問にお答えいたします。

地籍調査の課税につきましては、他の町村の事例等も踏まえて十分調査をしていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 竹林議員。

○竹林昌秀議員 税務においては、GISの図面を出してくれといったら、出してくれない話を聞きます。私が建設土地改良課なんかへ行ったりすると、出してくれたりするんですけど、一般住民には出してない気配もするんですが、これ、実態の運用はいかがでしょうか。せっかく公費を使って調達したものですから、住民が使えるようにすべきだと思います。もしかしたら、データが古くて、出すとトラブルを起こすから、出さないようにしている可能性もあります。そうだとしたら、早急な地籍調査の最新データ版の更新を求めなきゃいかんと思います。町長、いかがお考えになるか、御答弁願います。

○田岡秀俊議長 答弁、税務課長、脇隆博君。

○脇税務課長 竹林議員さんの御質問にお答えいたします。

地籍調査の座標につきましてはお出しをしております。それから、航空写真につきましては、地籍図のほうに無理やりに重ね合わせておりますので、ちょっとそれだけでずれたりすることがありますので、写真については出しておりません。以上です。

○田岡秀俊議長 再質問、竹林議員。

○竹林昌秀議員 データを更新する時期について、一、二年のずれがあったりするのはいやむなき次第で結構かと思っておりますけれども、最大限、こうして持っておる図面情報とい

うのは、役場のものでなくて町民のものだと思いますので、使えるような手だてをお願いしたい。土地に対する紛糾を抑制するということは、地域社会の安定のために極めて重大な問題だと思います。いろんな施策を遂行する上で、地図情報、地籍調査の成果を最大限活用する早急な対応をお願いしたい。町長、いかがでしょうか。

○田岡秀俊議長 町長。

○栗田町長 竹林議員さんの再質問にお答えいたします。

庁舎内でいろいろ調査をして、出せるものは出せるようにしていきたいと思います。

○田岡秀俊議長 竹林議員。

○竹林昌秀議員 公図でありまして、出すのが原則であって、出さないというのが例外運用ではないかと思います。

住民からの信頼というのは、役場が適切にいかなる情報を提供するか、これにかかわっております。庁舎内での入念な協議と、専門家との相談、調査をお願いしたいと思います。手間暇かかることは重々承知しております。膨大な職員の努力を有効に使いたい。以上であります。

○田岡秀俊議長 以上で、1番、竹林昌秀君の発言は終わりました。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可いたします。

10番、藤田昌大君、1番目の質問を許可いたします。

○藤田昌大議員 議長のお許しをいただきましたので、通告に基づき一般質問に入りたいと思います。

私の質問は、子育て支援の充実に向けた施策をどう取り組んでいくかという部分の、具体的な取り組みをお願いをしたいのと、もう一つは、建経に属していますので、申しわけないんですけども、ただ、農業政策の中で取り残されている部分が非常に多いんじゃないかと。そういう中で、小さな規模とか不便なところの農業政策をぜひ充実していただきたい。そういった二点で質問に入りたいと思います。

まず一点目に、まんのう町では従来より医療費の無料化を香川県に先立って行いまして、そういった中では、生徒の15歳の無料化を一番初めに実施しました。そういう中で大きな成果があったと思っています。

そしてまた、県内の中で、今、まんのう町がいろんな施策を先行実施しております。例えば若者住宅の取得とか、そういう支援が充実した中で、まんのうに住みたいという人が非常に多くなっていると思います。

そしてまた、本日の四国新聞に出てましたけれども、Iターン、Uターン希望者が四国には非常に多いということ、そして、その中でやはり町長のキャッチフレーズであります、住んでみたい町、住みたい町、そういうことが如実にあらわれているのが今の現状だろうと思っています。

そういった中で、住民を受け入れるという意識の中で、やはり行政がそれに応える、そういった立場でぜひ取り組んでいただきたいということをお願いして、まず一点目の少子

化対策の充実についてお願いしたいと思います。

まず、通告に出してあります給食費の無料化の実施についてという部分であります。資料をいただきましたので、それに沿っていきたいと思いますけれども、近年、給食費の滞納が増加している状態にあると思うんです。これは政治の責任があるところも多々あると思いますし、もう一つは、無責任な親がふえたという中で、故意に支払わないという二つの現象があると思いますけれども、私は、大きな要因は、やはりアベノミクスの失敗の中で、若者労働者の賃金が減ってきたと。そういった中で、だんだんだんだん給食費が支払われなくなる、そういった実態があるだろうと思ってます。

そして、その中ではやはり正規、非正規の問題が一番多く取り入れられてますけれども、子育て環境の変化があります。そしてまた、家族構成の変化の中で、ますます増大する可能性があります。

そして問題提起してあります一つ目の給食費の無料化の実施をぜひ検討していただいて、来年度からこういった方向でするかというものを考えていただきたいと思ってます。

資料によりますと、1億数千万円の全体の給食費が要るようでありまして、そういった中では、やはり給食費をどうするかというのが大きな問題になってくるだろうと思ってます。

全部をしますと大きな問題でありますので、やはり部分的に、子育てしやすい環境をつくるためには、若年層、例えば保育所、幼稚園、今はこども園になりましたけれども、こども園の中の対応で、園児になれば5,000円のお金で済むんです。それから保育所になれば、それぞれ階層によって保育料も変わりますし、そういった部分があります。ただ、給食費は大体一律に決まっていると思うんです。

そういった中で、対策で一番やりやすいのは、幼稚園の5,000円をただにしたら安いものなんですけれども、ちょっとそうはいかんと思いますので、具体的に私の場合は、これ、ちょっと計算させてもらったら、ゼロ歳児650万円、2歳児600万円、3歳で800万円ですか、大まかな数字です。4歳で700万円、5歳児850万円の給食費が予定では要るようです。

その中で、私が提案したいのは、ゼロ歳児、1歳児、2歳児ぐらいまではぜひ検討していただきたい。この検討をしますと、予算の中では年間1,250万円ぐらいでできます。ただ、どれもこれも一律にするというわけにはいかんと思いますから、やっぱり所得に応じてやれるところはやっていただきたいという部分もありますので、ぜひ検討していただきたいと思ってます。

それを3歳児までに拡大しますと1,250万円、そして4歳児、5歳児、こども園の子供全てをやりますと、大体3,700万円ぐらいが年間の給食費の予定だそうです。

そういった中では、ぜひ親が安心して子育てできる環境をつくるために、給食費の無料化ないしは保育料に対して考えていただきたい。それが子育ての環境の充実につながるんでないかと思ってます。

町政懇談会にいただきました資料の中で、まんのう町が進める子育てのまちという中に、それぞれ就学前のことにやってるのはこども園のことだろうと思ってます。そういった中には、これを読みよったら時間がかかりますので読みませんけれども、これをもとに私も質問をしていきたいと思いますので、まず一点目、給食費の無料化と、もう一つは、それで子育て環境が充実するんでないかということ、二点だけいきます。まず、給食の無料化について、教育長の答弁をお願いしたいと思います。

○田岡秀俊議長 答弁、教育長、三原一夫君。

○三原教育長 藤田議員さんのお尋ねですが、私たち教育委員会の基本的な考えとしても、就学前教育については、今後、どのように充実していくか、これは非常に重要な施策だという認識は持っております。その上に立ちまして、まず一点目の御質問にお答えしたいと思います。

少子化対策の充実として、給食費の無料化をとのお尋ねがございました。学校給食は、申すまでもなく、児童生徒の心身の健全な発達に資するものであります。まんのう町の給食費でございますが、こども園が1食当たり230円、小学校が250円、中学校が290円と定めております。総額では約1億円を保護者の方に御負担をいただいております。うち、認定こども園早く3,700万円でございます。なお、経済的に生活の厳しい御家庭への支援として、小学校、中学校の児童生徒の就学援助として、給食費の8割を助成をいたしております。

学校給食の無料化はメディアのニュース等においても大変注目される話題でございます。本年2月の毎日新聞の報道によりますと、全国自治体約1,700余りのうち122の市町村で補助制度を設けていると掲載されておりました。保護者負担の軽減や少子化対策も含め、これらの事例を参考に、今後、無料化も検討すべき事柄であろうと認識をいたしております。以上でございます。

○田岡秀俊議長 再質問、藤田昌大君。

○藤田昌大議員 議長を無視して申しわけありませんでした。

それでは再質問に入りたいと思います。

今、回答いただいた就学前の検討部分についてなんですけれども、やはり学校給食については話題性が多いと思うんです。そしてどうしても必要な部分なんです。そういった部分では、検討するとありましたけれども、どういった部分でどう進めていくか、町長部局との予算の関係もあります。そういった中では、ぜひ、今、言ったこども園の中には3,700万円ぐらいで全部終わりますよという回答がありましたけれども、金額の問題では私はないと思ってます。ただ、子育てしやすい環境をつくるために、こういったことをする、年度ごとにどんどん変えていっていいと思うんです。やっぱり予算がありますので、そういった中ではいろいろ検討していきながら、してくれるなら、3,700万円全部使ってくれたら一番ありがたいんですが、予算執行のいろいろ絡みがあります。そういった中では、それぞれ保育される方、預ける方の実態もあります。そういった中では、

やはり個人分析していきながらやらないだろうなと思いますし、そういった部分で、どこまで可能なのか、どういった検討をしていくのか、具体的にお答え願って、将来的にどうするかと。やっぱり検討委員会をそれぞれつくらないかんと思うんです。こういった方向でいきたいと、町長部局からの出席者、そしてまた保護者からの要望も聞いていたり、いろいろ教育委員会としての対応があると思います。そういった部分では、こっちがやったら、してやったぞというあれになりますので、やはり町民の意見を聞きながら、舛添知事ではありませんけれども、第三者委員会をつくっていきながら、具体的に納得し得る部分、そして拡大していく方向をぜひお願いしたいんでありますけれども、その方法については、実施するという前提の中で、確約は要りませんけれども、そういう方向性は出していきたい。そういった中で手法をお尋ねしますので、よろしくお願いします。

○田岡秀俊議長 答弁、教育長、三原一夫君。

○三原教育長 大変具体的な御質問があったわけでございます。基本的には、最初に申し上げましたように、私たちも就学前教育をいかに充実させるか、そこに主眼を置いておるわけでございます。具体的には、その中に当然給食費の問題もあろうかと思います。藤田議員さんの御提案にもありましたように、給食費をどういう過程の中で軽くしていくか、その問題があろうかと思っております。

先ほどお話がありましたように、ゼロ歳から中学校の3年生までを無料化すると、1億7,000万円、毎年、要るわけでございます。それは大変保護者とかにとってはいいことだと思うわけでございますけれども、歳入源とかそういった問題をはらんでおりますので、何年後かの将来的にはそういう方向もあり得るかなというふうに思っております。

それで、ゼロ歳から5歳までの就学前教育について、具体的に給食費をどうするかということについては、これからの検討課題です。

それから、どのようにそれに迫っていくかというのも、これから十分部内でも論議をいたしたいと思いますし、また、町長部局とも御相談をしながら進めていきたい、そういうふうに思っているわけでございます。今の時点ではそういった方向を考えておりますので、どうぞ御理解をいただきますようお願いを申し上げます。

○田岡秀俊議長 再質問、藤田昌大君。 (大西豊議員退席 午後2時05分)

○藤田昌大議員 私が実施に向けて委員会をつくれとか、いろいろな部分を申し上げました。というのが、やはり民主主義の日本でございますので、ただ上意下達的な、してやった、してもらったという部分の感覚をまんのう町からなくしていこうという私は感覚があります。住民がそれぞれいろいろな部分で参加していきながら、午前中の議論でもありましたように、極力住民参加を求めていきながらやっていただきたい。

そういった中には、初めのときはやっぱりPTAとか保護者会とかを中心に話に行ったりとか、そうなると思いますけれども、議論が進めば、それに関心を持った、それに相当する若者が参加することも考えられます。そういった道筋をぜひつくっていただきたいと思いますので、これ以上の答弁は多分無理だろうと思いますので、質問の趣旨は御理解いた

だいて、ぜひそういった努力をお願いしたいと思います。

ともすれば、行政はしてやった、おいどうやという感じが往々にして考えられます。そやけども、やっぱり政治の主人公は住民でありますから、住民の要求に対してどう応えていくかという意味では、これからの政治手法になるだろうと思っております。

今までは上意下達でぼんぼんやれば、できることはできよりましたけども、今からはできにくくなりますし、住民に我慢もしなければいかん状況も出てきます。そういった部分では、この経験を通じてぜひやっていただきたいと思いますので、給食費の減免について、1問目についてはこれで終わりたいと思います。

○田岡秀俊議長 藤田議員、再質問を許可いたします。

○藤田昌大議員 保育料の減免とか、そういった部分についてちょっとお願いしたいんですけども、やはりいろんなこの条例の中に、保育料や幼稚園の使用料とかといったものがいろいろあります。そういった中では、やはり給食費とともに、若者の所得が減ったという部分がむちゃくちゃ大きいだろうと思うんです。そういった中では、やはりそれぞれの下限を決めていきながら、これ以下の人は無料でどうぞいうぐらいの大胆な政策が私は要るんでないかなと思ってます。

今、それぞれの30歳前後の若者に聞きますと、採用状況の中で聞いた賃金と、実際もらう手取りの賃金とは全然違う実態が起こってます。当然、残業しても全然残業代は出ないと。そして残業の中に、1カ月3万円だけですと決まると、これが社会通念上の給料の支給額、そういったことになっている会社が往々にしてあります。ですから、実際、手取りをもらったら、何や15万円しかないやないかという部分、15万円掛ける2人で月に30万円で生活しよる。とても無理な状況ですし、これ、ローン組んでおったら大変な状況になります。

そういった中では、この保育料の部分で、それぞれ、今、竹林議員が言った中に、土地とか親の部分とかでいろいろな階層があります。最高が4万2,500円ということになってます。30万円の中から4万2,500円を引いたらえらいことなんです。2子、3子については減免の措置があります。けども、少子化対策で子供をふやしてほしいと。こういった中では、やっぱり2子以降は本当は考えないかんのではないかなと。その中でややこしいんがあるんです。5歳までに3人おると、小学校、中学校でおって3人おると、全然条件が変わるんです。そういった部分で、やっぱり少子化対策に向けては、子供を持っている親については、制限なくせとは私も言いませんけれども、そういった部分では、ぜひ条件を緩和していきながら、保育料とかそういったものの減免をお願いしたいと思うんですけれども、それらについてはいかがでしょう。具体的には、3、4、5をどうするんやということなんです。(大西豊議員着席 午後2時10分)

○田岡秀俊議長 答弁、教育長、三原一夫君。

○三原教育長 保育料の減免に関する御質問にお答えしたいと思います。

まず、認定こども園の保育料でございますが、1号認定児は月額5,000円、2号認

定児は月額1万4,000円、3号認定児は月額4万円を限度額と定めております。

保育料の減免制度でございますが、世帯状況により減免といたしております。母子家庭、在宅障害児のいる世帯、生活困窮世帯に該当する場合には、基準となる保育料を半額といたしております。

次に、第2子の保育料減免につきましては、4歳以上の2号認定児を除き、半額もしくは無料といたしております。

第3子以降につきましては、全て無料でございます。

なお、まんのう町では、出生順の捉え方を拡大し、扶養されているこの順位といたしております。保育料の保護者負担額の総額でございますが、町全体で約7,000万円でございます。そういったことが今現在の状況でございます。御理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○田岡秀俊議長 再質問、藤田昌大君。

○藤田昌大議員 保育料の減免についてはいろんな条件がありますので、今の回答で私も結構だろうと思います。ちょっと時間的なあれもありますので、次の放課後児童クラブのほうがちっと大事なもんでありますので、そっちに入りたいと思います。

○田岡秀俊議長 どうぞ、発言、続けて。 （大西樹議員退席 午後2時14分）

○藤田昌大議員 続けて、放課後児童クラブの関係であります。

前段でちょっと申し上げるのを忘れておりましたけれども、前任の教育長とも話しながら、今の給食費の減免と放課後児童クラブの充実については、一応、話はしたこともあって、こういう方向でいきますよということは話をしました。その中で教育長が急に変わりましたので、また三原教育長になりましたので、そういった部分では、放課後児童クラブについて、もう一遍、きちっと話しておきたいなと思っています。

放課後児童クラブについては、来年度に6年生まで対象を拡大したいと、そういう回答がありまして、多分、そういう検討になっていると思います。

丸亀では当然全校区でそういったことを実施しているということがありました。

それで、希望者を受け入れる方針であると聞いたんですけれども、これ、全校実施するときに、希望者がどのぐらいになると把握しているかという部分と、もう一つは建物であります。その施設があるかないか。そしてもう一つは、担当者の配置をどう考えているか、そういった部分が大きいだろうと思ってます。政策の中で放課後児童クラブについては、いろいろなそれぞれ校区によって問題があるだろうと思いますので、済みませんが、それぞれの仲南、琴南、長炭ぐらいやったら、別に増設やらする必要はないかなとは思ってます。今の空き教室を利用すれば、放課後児童クラブの対応ができるだろうと思いますけれども、定数とかそんなんを比べたら、一つか二つになるか、例えば仲南、琴南、長炭、それぞれの校区についてどれぐらいの定数を予定して、例えば2クラスになるのか、1クラスでやるのか、それぞれの担当者の配置を考えながら、指導員の確保をどう考えているか、まずそれをお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○田岡秀俊議長 答弁、教育長、三原一夫君。

○三原教育長 放課後児童クラブの内容についての御質問であつたろうと思います。
お答えを申し上げます。 (大西樹議員着席 午後2時17分)

まず、放課後児童クラブとは、保護者が昼間家庭にいない児童を対象に、授業の終了後、施設を利用して児童の健全な育成を図る事業でございます。まんのう町におきましては、町内の小学校6校全てに放課後児童クラブが設置されており、平成27年度におきましては、おおむね小学校3年生までの児童226名が利用いたしております。

法律の一部改正によりまして、平成27年4月1日より、対象となる児童が6年生まで拡大されました。しかしながら、本町におきましては、小学校6年生まで対象児童を拡大した場合、6校のうち満濃南小学校及び四条小学校の2校の放課後児童クラブにおいては、受け入れ施設の面積が不足となることから、平成28年度では満濃南小学校プール南側に新たな放課後児童クラブ専用施設の建設を進めております。

なお、四条小学校の放課後児童クラブにつきましては、平成28年度に校舎等の大規模改修を行いますことから、平成29年度を予定しているところでございます。

以上のことから、四条小学校の放課後児童クラブは1年おくれとなりますが、教育委員会といたしましては、平成29年度より放課後児童クラブの受け入れを小学校6年生まで拡大したいと考えております。

それで、これらの子供を收容する場合に、1学級になるのか2学級になるのかというお話がございました。これは、希望する児童については全員受け入れるということを趣旨といたしております。ですから、その点はどうぞ御安心をいただければありがたいというふうに思っています。ですから、何人希望があるかによって、指導者についても検討をしていくという、そういう状況になろうかと思ひます。御理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○田岡秀俊議長 再質問、藤田昌大君。

○藤田昌大議員 再質問に入りたいと思ひます。

私もちょっとかりんの丘公園で大体毎日健康のために歩いているんです。そういった中で、幼稚園や保育所の保護者に顔を合わせる機会が多いんです。そういった中で、聞いたことないですけど、話を聞きますと、そういった部分が非常に話題になっております。ですから、そういったことを充実させていく、具体的に聞いたこともありますけれども、極力、私、町会議員でございまして、聞くつもりはありませんので、よもやま話の中から聞きますと、まんのうはええわなど、こんなことをずっと聞きます。そういったことを聞きますと、ぜひこのことは大変重要な部分になってきています。

ただ、中身についてであります。ですから、定数はないということでもありますけれども、余り多かったら、指導員1人ではとてもできませんし、何か給食もちょっとはおやつを出すんですよね。そういった部分で、いろいろな人数が確保が必要ではないかなと思ひているんですけれども、今、幼稚園定数が1人30人で、幼稚園と同じにはならんと思

いますけれども、ある程度、基準、例えば40人を超したら2人ぐらい入れたりとか、そういうことを仲南、琴南、長炭はいけるのではないかなと想定してますけれども、今度、ふえたら困りますよね。そして南と四条はとても多分1人ではやれん人数でないかなと思ってます。高篠も今からあの住宅地あたりがどんどんふえるだろうと思ってます。

そういった中で、別に定数がないのであれば、受けるほうとしては、ある程度、この人数に対してはこういうことをせないかんと思うんです。ただ、そのことについて、私は非常に前から言いますけれども、幼稚園、保育所の正式採用せえいうたら、余ったら困るというんがありますけれども、余りやここへ持ってきたらええんでありますし、まんのうの一番の幼児教育の欠陥が、全校区に児童館がなかったということなんです。児童館がありやいうたら、あれは祓川の管理事務所やないかという部分がありました。大体ほかの町へ行きますと、小学校があって、公民館がある。公民館の横には児童館があると。これが大体普通の対応なんです。ただ、まんのうはそれまで異常やといったらちょっと怒られるかわかりませんので、まんのうは必要がなくてせなんだということだろうという理解をせないかんですが、今、子育ての中でそういった部分が非常に求められております。そういった部分で、指導員の数の複数化をどういった基準で考えていくかを、ちょっと答弁願いたいと思います。

○田岡秀俊議長 答弁、学校教育課長、尾崎裕昭君。

○尾崎学校教育課長 藤田議員さんの御質問にお答えいたします。

まず、指導員でございますが、個々の児童クラブ名を申しましてお答えしたいと思います。

琴南小学校が、今現在、2名でございます。長炭小学校が2名、満濃南小学校は4名でございます。四条小学校が5名、高篠小学校が2名、仲南小学校が3名、これは基準でございまして、ケースによりましてふえるときもありますが、今のところはその体制で進めております。

なお、6年生まで拡大した場合、人数等もふえます。ですから、その支援員の数も1名ないし2名とかふやしていかなければならないというふうには考えております。

そして、2クラスになった場合、どうしても受け入れの人数というのがあります。今現在が40名で計画をいたしておりまして、2クラスになりますと80名ということで、今、見積もっておる限度が72名程度、満濃南では受け入れ可能なぐらい、そして四条も推測といえますか、平成26年度ベースをもとにして、2教室あれば、72名ないし、若干ふえることはあろうかと思いますが、対応できるというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○田岡秀俊議長 再質問、藤田昌大君。

○藤田昌大議員 再質問したいと思います。

放課後児童クラブについては、いろいろそれぞれの指導員によって中身が変わってくるだろうと思えますし、そしてまた預けるほうの大人の都合もいろいろ変わってくるだろう

と思いますので、今から増員に向けて検討していきながら、ぜひ指導員の研修とか、資質を高めるようにお願いしたいと思ってます。ただ、指導員については資格やなんかを言わんと思いますので、この辺についても、ある程度、資格を持った人とか、教職員の退職者とか、それぞれを入れながら、多分、考えてくれているだろうと思いますし、この人数であれば、当面心配はないだろうとは思ってます。

ただ、これから人数がふえることによって、いろいろ中身が変わってくるだろうと思いますので、それらについては十分指導員の意見を聞くなり、保護者の意見を聞くなりして、十分に対応していただきたいと思います。

第一点目の質問はこれで終わりたいと思います。

○田岡秀俊議長 1 番目の質問を終わります。

続いて、2 番目の質問を許可いたします。

藤田昌大議員。

○藤田昌大議員 2 番目の質問に入りたいと思います。

私、建経の委員でございますので、余り細かいことは言いにくいんですがありますけども、ただ一つ、大規模農家とか便利なところについては、集落営農とか中山間の部分の事業に入る部分が多いんです。ただ、残念ながら小規模の農家とか耕作がしにくいところについて、一切、今、放置されている状況があるだろうと思いますし、そういった中で、私は農業委員会で議論してほしいなということを建経の委員の中でも言ったことがあります。残念ながら、それについてはそんなんは余分じゃわという感じの農業委員会の感覚がありますし、農業委員さんについても、たかが年間 20 万の部分で私たちも言えんのですね、実際。ただ、やはり一番農地のことを知っているのは農業委員会の人でないかなと思います。ですから、農業委員会はそれぞれの地区にそれぞれの担当者が配置されて、地区を見ているだろうと思っています。

そういった中で、ぜひ本人の地域ぐらいの現状は知っていただいて、耕作放棄地の草がぼうぼう生えているところなんかは、どうしていくかということをお願いしたいと思うんです。そして話をしていかなんで、できなんだ場合にどうするかと。やっぱりその所有者、所有者によって、私も年間 3 回ぐらいは草は刈ってます。全然刈らんところもあります。そういった部分では、農地所有者の意識の問題だろうと思いますので、やっぱりそれも農業委員会が話をしていきながら、どうすれば景観がよくなるかということを考えていくために、ぜひ一つは本人の意識、そして地域の意識が要ると思いますし、それらをどう形成していくかといったら、ボランティアとかいろんな組織をつくらないかなと思うんです。そういった補助金も出しながら、地域の景観をよくしていく、そういったことをぜひ考えていただきたいと思うんですけれども、それらについて具体的な手法をぜひ研究していただきたいと思うんですけれども、やはりまず四条、高篠、神野、長炭の平地まで、その中でもやっぱり耕作放棄地が多いと思うんです、基盤整備してないところについては。そういった部分の対策をどう考えているか、ちょっと問題提起しましたけれど

も、それらについて町長のお考えを聞きたいと思います。以上です。

○田岡秀俊議長 答弁、町長、栗田隆義君。

○栗田町長 藤田議員の２番目の質問は、小規模農業従事者対策についてでございます。

まず、小規模農家に対する支援制度の現状ですが、国の施策方針として、力強く持続可能な農業構造の実現に向けた担い手の育成確保や、担い手への農地集積、集約化と、農地の確保を核として展開されており、競争力と経営力のある農家づくりを目指した支援がなされておりますが、担い手として認められない農家に対しては、集落営農や集落営農法人への誘導がなされております。

現在のところ、多くの農家が受けられる支援は、米作付農家に対して経営所得安定対策による１０アール当たり７，５００円の直接支払交付金が支払われる制度のほかに、町の単独作付補助事業として、わずかではありますが、麦作付推進事業、ひまわり・そばの里づくり事業の補助金がございます。

ただし、高齢や後継者がいないという理由により、農家が農業をやめて農地機構を通じて全ての農地を貸し出す場合には経営転換協力金が、同様に耕作規模の縮小をする場合には耕作者集積補助金がそれぞれ支払われるという制度がございます。

新規就農の促進と若者世代の後継者育成のため、就農前の研修期間の２年間と、就農直後の経営が不安定な５年間の所得を確保するため、青年就農給付金を給付する制度がありますが、これも後継者がいる場合であり、担い手への農地集積を進めるためのものです。

(三好勝利議員退席 午後２時３１分)

このように、認定農業者や集落営農法人など担い手農家に対する支援制度は手厚く、零細農家への支援はほとんどないのが実情でございます。

次に、耕作放棄地対策についてですが、耕作放棄地や不作付地の中で維持管理ができていない農地について、周辺農家や住民等からの申し出があった場合には、農業委員会事務局が調査を行い、担当農業委員さんに適正な管理をしてもらえよう所有者等との調整をさせていただいております。これで解決する場合もありますが、所有者が遠隔地在住とか連絡先不明等で適正管理や耕作に結びつかないケースもあります。

もし所有者等から貸し付け希望の意思表示があれば、農地中間管理事業を利用するか、誰かに直接貸し付けるよう、農業委員さんとともに指導を行っています。

しかし、これら耕作放棄地は形状や水利のほか耕作条件がよくないため、借り手が見つからないことも多く、この場合には、農地機構も借り手がつかない土地を抱えられないため、委員会としても対応に苦慮しているのが現状でございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 再質問、藤田昌大君。

○藤田昌大議員 再質問に行きたいと思います。

一点目の回答は、これは当たり前でございますので、そのぐらいは知ってます。

ただ、二点目からの入りました不便な土地とか、耕作ができてない、遠隔地において連絡もつかない、そういったところをどうするかというのが、一番の今からの課題だろうと思いますし、第一点目の麦作とかそういったもので補助金が出るというのは、これから農業委員会で対応できなければ、私が前から言っております地域おこし協力隊の中へ、この予算がついてこうなりますから、こういうことができますということをアピールの一つにさせていただきたい。そういった部分では、一つの方法だろうと思っています。

ただ、耕作ができないところ、そういった部分については、新たな作付とかいろいろなものが可能だろうと思っていて、私が一つ考えてますのが、薬草を薬草会社と協力していきながら、この高冷地にはこういった薬草がいいとか、それぞれの土地によって薬草いうものができると思うんです。そういった感覚を相談していきながら、共同でつくればどうかということ。平山の平井さんがいろいろな研究をしているのは町長も御存じだろうと思ってます。それが別に売るんでなしに、共同で話ながら、これをつくって見たらどうやらかと。産、官と一緒にやること、そして消費地が限られている。そういった中では可能でないかなということがありますので、そういった取り組みを、薬草なんかを通じて、例えばいろいろな部分があると思います。ヤーコンとかいろいろな部分がありますよね。その土地土地に合った部分で薬草会社と相談していきながら、まんのうの高冷地とか山間地の不便だとか日当たりの悪いところ、日当たりのいいところ、それぞれ作物は違うと思うんです。それをやっぱり相談していきながらつくることを考えていっていただきたいというのが一つの考え。

もう一つは、小動物の、牛や馬といったらちょっと私も気が引けますけれども、せめてヤギやウサギなんかを飼って行って、放牧地なんかはそれなんです。牛や馬を放牧しているのは、雑草が生えへんなってちょうどええいうことで、小っちゃいところやったら、ヤギやたらつないで置いとって、ずっと1週間も置いとったら、そこら辺の草がなしになってしまうと。今度はちょっと移したら、今度はこっちがなくなる。そういった部分もありますし、小動物を飼育していきながら、そういった組織ができればありがたいんです。

例えばウサギを飼えば、草が要るんです。草があれば、ウサギは育つんです。僕らの年代の人は、多分、子供のときにウサギを飼った人は半分ぐらいはおるんでないかなと思います。ウサギを飼ったら、70円で子供を売ったという、僕も経験があるんです。そういった部分で、土手の管理とかそういった部分ができますので、小動物の飼育等も問題提起してみたらどうかと。そして、もしそういった希望者がおるんならば、保育所、幼稚園へ出張サービスに行きながら、子供と触れ合う、子供のふれあい動物園みたいなものがちょっと可能でないかなと思います。

(三好勝利議員着席 午後2時36分)

ただ、先生に飼えいうたら、先生に物すごく負担になりますから、僕はそれはやめていただきたいと思います。

ただ、地域の人が保育所で飼って、地域が世話をすると、そういうボランティア的な部分があるのならば、ぜひそういったこともしていきながら、これは農地でちょっとえさ

を食わしてくるわと、連れていっていいと思うんです。そういった方法も考えたらいいと思いますので、二点だけちょっと質問しておきますので、お答え願いたいと思います。

○田岡秀俊議長 答弁、町長、栗田隆義君。

○栗田町長 藤田議員さんの再質問にお答えいたします。

小動物飼育を奨励し、ふれあい教育、地域との交流を推進してはどうかということでございますが、一部の地域の農家では、例えば農家がヤギを飼育して農地の雑草対策を行うことも行われているようでございます。これらにつきましても研究してまいり、教育委員会とも協議し、学校教育に動物との触れ合いを生かせないか協議してまいりたいと思っております。

薬草づくりににつきましては、担当課長のほうから説明させていただきます。

○田岡秀俊議長 農林課長、森末史博君。

○森末農林課長 藤田議員さんの御質問にお答えいたします。

薬草づくりを推進したらいかかというような部分でございますが、これにつきましては、先ほど議員さんおっしゃいましたように、お名前も出ておりました方、それから仲南地区、いろいろなところで薬草の研究のほうをなさっているようでございます。それから、これにつきましては企業とお話して、こういうものをつくったらいいんじゃないかと。例えばドクダミというようなものを広くつくっていったらいいんじゃないかというようなことを勧めているようでございます。これは、つい最近、昨年のことですので、これについて、今後、町のほうとしましても、うまく軌道に乗れそうだとということであれば、ただいまおっしゃってありました零細農家の方々が所有する農地、こちらのほうで手間がかからずできるのであれば、推進していかなければならないのかなと考えておりますので、よろしく願います。

○田岡秀俊議長 再質問、藤田昌大君。

○藤田昌大議員 薬草の関係ですけれども、これはさっきも申しましたとおり、やはり販売ができないと、どうということにはならないと思うんです。ですから、薬草のそういったところへこっちから出歩いていきながら、どういったものが欲しいか、それが可能か可能でないか、これは調査は絶対せないかんと思うんです。そういったことをぜひ取り組んでいただいて、生産者と町の担当が一緒に行って開発することが大変重要だろうと思っております。そういった取り組みをしますという返事はできんと思いますので、ぜひそれらについては研究課題となると思いますし、仲南のヒマワリの方は多分やっていると思いますし、それぞれすばらしい新しい薬草でないけれども、野菜を提供しているだろうと思うんです。

そういった部分の中では、薬草に限ればどうしても利用が限られてくるんです。やっぱりその部分については販売もできる、そういったルートを確認していきながらやれば、やる人も一生懸命力が入ると思うんです。さあつくった、どないしようか、おまえ売ってくれはいかんのです。やっぱり販売ルートを確保していきながら、そのニーズに合った

ことを、こっちが生産者とともに開発して提供していきます。これは1年や2年では解決せんと思いますけど、やっぱり5年ぐらいのスパンでやってみて、これ、いかなんだというのは仕方ないと思うんです。やっぱり努力は努力としてしていきながら、特に琴南地区ではこれからの課題にしてやれば、僕は大きな目玉になるんでないかなという気がします。

そういった部分では、ぜひ農地を生かすためにそういった取り組みをしていただきたいと思いますし、小動物についてはそれぞれ好みがあると思いますので、あんまり強制はできません。ただ、子供たちがおってふさわしいところには、ぜひそういった子供と触れ合いが大変重要だと思っております。

例を言いますと、吉野川オアシスというところに小動物を飼っているところがありまして、ウサギを飼っているんです。ウサギはどこでおるか、土の中へ潜ってしまったんです。そういった具体的なものもわかると思うんです。ピーターラビットがどうのこうのいうのがありますけれども、そういった部分で言えば、ぜひ大きな園やこども園については、そういった施設を考えてみてはどうか。世話は地元のボランティアがすると。そういった取り組みをする気があるかないかだけ、今の質問についてちょっとだけお答えください。

○田岡秀俊議長 答弁、農林課長、森末史博君。

○森末農林課長 大変失礼しました。藤田議員さんの質問にお答えいたします。

先ほども動物のことについて触れられておりましたが、ちょっと回答できておりませんでした。確かに動物を使用しまして、通常は経済活動で飼っているところが多いと思います。これにつきましては、それを利用して草を食べてもらっているところもありますし、そういうことで飼っていただいているところはあると思います。

ただ、触れ合いを目的としてというようなボランティア、これについては、まだ皆さんのほうにそういう意識が十分ないかと思います。これについて、今後、農家の方々にこういうふうな活動をしてみてはどうかというような啓発活動をやってみようかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○藤田昌大議員 強制はしません。

それでは終わりたいと思います。ありがとうございました。

○田岡秀俊議長 以上で、10番、藤田昌大君の発言は終わりました。

ここで、議場の時計で3時ちょうどまで休憩といたします。

休憩 午後 2時42分

再開 午後 3時00分

○田岡秀俊議長 休憩を戻して、会議を再開いたします。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可いたします。

7番、白川年男君、1番目の質問を許可いたします。

○白川年男議員 議長の許可を与えられたので、今から二点ほど一般質問させていただきます。

私が一般質問させていただくのは、ふるさと納税、最近、これは新聞とかちよくちよく出ておる事項でなかろうかと思います。それとあと、そういうものに対してふるさと返礼品とかに対するまんのう町の特産物、そういうのを含めて本町の農産物への取り組み方ということ、二、三、私なりに考察してみたらと思います。

最初に、ふるさと納税についてと。

本町も国の交付金でやっています。すなわち本町の自主財源は百三十七、八億円と。そうすると3分の1ぐらいでなかろうかと思います。どこの市町村でも、どうかして自主財源を安定的に確保したいと。そういう中で、企業誘致などでどの市町村も四苦八苦しているんでなかろうかと思います。

そして、本題のふるさと納税は地域をPRし、すなわち各種地域特産物のPRに役立ち、また、地域住民も特産物の開発に力を入れているわけです。したがって地域PR、財源確保、地域活性化ということなど、いいことばかりでなかろうかと思います。

県内近隣でも琴平とか善通寺、多度津、三豊と、競ってふるさと納税に力を入れているそうです。東かがわ市が県内の、私なりに推測するのではトップでなかろうかと思います。

これについては前にも言ったかもわからんですけど、ちょっと調べてみると、2007年、今の菅官房長官が総務大臣のとき創設されたと聞いております。

先般、5月16日の朝日新聞にも、1面に大々的に本当にこういうふうなふるさと納税100億円増とか大きく載っておりました。そして、ふるさと納税1,000億円増と大きく見出しで取り上げておりました。

これは千葉県のごうと房総半島の中央の大多喜町においては、返礼品に、商品券だろうと思うんですけど、金券を発行しています。これについては何も違法ではないそうです。この町では自主財源10億円のところ、何とこの納税が18億円ということです。したがって、朝日新聞のトップニュースになったんだろうと思います。

本町で言うならば、自主財源20億円としたら、この比例配分でいけば38億円になると。そういうわけで、町のPRになり、徴税もある程度安くでき、将来の町の明るい展望も見えてきます。

近隣市町村もこのふるさと納税についていろいろと努力しております。したがって、まだまだ遅くはないと思うんです。だから余り先発でいくよりも、中堅で走っていったほうがいいときもあります。

そして、3月の議会でも少しは言及しましたが、その後、私、こういうことを、まんのう町としても、今からでもいいから、少しずつでも取り組んでほしいと、そういう形で町の企画のほうへも話したことも覚えております。

そして、その後の進捗状況といいますか、どういうふうに取り組んでいるか、その辺をまず町長に所見を伺いたいと思います。

○田岡秀俊議長 答弁、町長、栗田隆義君。

○栗田町長 白川年男議員の1番目の質問は、ふるさと納税についてでございます。

このふるさと納税制度は、地方の自治体にとって安定的ではないにしろ、減少傾向にある税収を補填してくれる貴重な財源となり得るものと考えております。

地元出身者だけでなく、できるだけ多くの本町を応援していただける方を獲得し、寄附金という名の納税を継続的に期待したいところであります。

そして、単なる財源として捉えるのではなく、他地域に住んでいる住民としてさまざまな接点を持ち、関係を深めていく取り組みが欠かせないものと思います。

また、寄附行為だけでなく、継続的な情報を提供することで来訪を促し、地域や特産品についてさらに理解や好意を高めていくことで、それが継続的な特産品購入や定期的な来訪へとつながり、その先の移住やUターンなどにもつながると考えております。

昨年までは寄附を促すための取り組みを推奨する一方で、寄附者に対して特産品などの贈与を約束する意味合いが強まってきたことから、本来の納税制度の趣旨から逸脱し、制度を濫用するおそれへの懸念から、積極的な取り組みは控えていましたが、議員御指摘のように、隣自治体間における住民サービスの充実競争により、自治体としての生き残りがかかっていることから、新たに創設した地方創生推進室に本年度中に成果が出るよう対応することを指示いたしました。

現在は、地域の魅力を知っていただくためのポータルサイトの利便性を向上させながら、ふるさと納税返礼品の再検討を進めています。これは本町の特産品を味わっていただくなどで本町のイメージアップと関心を高め、定住促進と観光地に足を運んでももらえることでの経済活動に刺激を与えられると考えております。

そのような中、現状では、あたかも結婚式の引き出物のカタログのようになって、寄附というより、購入や投機として過熱しており、どこに寄附をするというより、何を有利に購入するかが優先する状況がほとんどとなっていますが、私といたしましては、ふるさと納税は、本来、地域の守りたいもの、発展させたいものを特定し、そのプロジェクトを進めたいから幾らの予算が必要だとして政策を競うべきものと考えていますので、御理解のほどよろしく願いを申し上げまして、答弁とさせていただきます。

○田岡秀俊議長 7番、白川年男君、再質問。

○白川年男議員 たまたまけさの四国新聞に、ふるさと納税も、今、町長がおっしゃったように、本来の目的に沿った形にすべきでなかろうかということで、議員各位にはこの新聞をお渡ししとるんですけど、そういうので、本来の趣旨に合うように、最初のふるさと納税で400万円して云々、この新聞のここに書いておりますけど、それで新車を購入したとか、それは本来の趣旨からちょっと逸脱しとるんでなかろうかとも思うが、確かに商品券でその地域を潤すんだから悪いことでもなかろうかと思うし、前に熊本とかあいうところでは、阿蘇にある黒川温泉とか、私のところもこういうふるさと納税で、それを中へ盛り込んでもらっとるんだと、そういう話も聞いたこともあるし、東かがわ市であれば、安戸池の魚とか、それはもちろん十分それでよかろうかとも思うが、やはり何も品物でなけりゃいかんと、そういうことはないそうです。しかし、余りにも逸脱すれば、ち

よつととも私自身も思います。

ある東かがわ市の前に調べた、これも新聞に載ったんですけど、ことし、2億円ぐらいのふるさと納税を収益を見込むと。それに対する予算を、やっぱりそれはそれだけ収入を上げるには、ここで書いとるが、1億2,000万円ぐらい、そういうサイトに載せるとか、そういうのに費用がかなりかかるんでなかろうかと思うんです。そういう意味合いにおいて、どんなんですか。本町でも、今、町長がおっしゃったように、かなりこら辺に力を入れていくと。それに対する予算的なもの、わかる範囲で披露していただけないかと思います。

○田岡秀俊議長 答弁、区画観光課長、長森正志君。

○長森企画観光課長 白川議員の再質問に答弁させていただきます。

今、御指摘のありました予算の関係で、ちょっと、今、数字を持ち合わせておりませんが、最初ありましたように、今年度、4月1日に総務省から地方税制等に関する改正の通知がありました。その中でふるさと納税に触れておりますが、この中で返礼品の送付等が対価の提供との誤解を招きかねないような表示による寄附の募集を行わないようにとあります。具体的に言いますと、返礼品の価格や寄附額が何%相当、そういった表示ができない、もしくはふるさと納税の趣旨に反するような返礼品、例えば商品券などの金銭類似性の高いものや電気製品、自転車などの資産性の高いもの、高額または寄附額に対して返礼割合の高いものなどが上げられております。

そういったことも踏まえまして、質問の中にもありました大喜多町、かなりの額の納税をいただいているようでありましたが、5月末をもって商品券は取りやめたということでもあります。

先ほどありました、けさの新聞にも書いてありましたが、総務省がそういったことを受けて、その特定の自治体について、今後、調査し、余りにも拡大に解釈している分については、個別の是正要請をするということがありました。それを受けて、当町としても、今ある中で何ができるか。ふるさと納税本来の趣旨に即して、今ある中でまんのう町の特産がどうあるべきか、その体制、制度づくり、そういったものを構築していこうと、今、進めておりますので、御理解をいただけたらありがたいと思います。

○田岡秀俊議長 再質問、白川年男君。

○白川年男議員 確かに、今、そういう模索中とお聞きしましたが、やはりなかなかこういうスマホいうのか、そういう中へ盛り込んでいくには、コンサル、その辺にお願いせないかなだろうと思うし、そこらをこれから、ある程度、何をするにしろ投資はせないかんと思うんです。農業であろうと、土木であろうと、何をするにしろ、やはり最初の初期投資というのはある程度はせないかんし、しかしながら、最小限、ここぐらいまでだったら許されるだろうと、そういう形で、やはりこれは私は積極的にしていくべきでなかろうかと思います。

その辺の予算、町長がこの辺まではすると、具体的にはわからなだろうと思いますが、

意気込みとか、それを最後にお聞きして、この質問は終わろうと思います。これに対してどういうふうに対応していくか、予算的なこととか、その辺を含めて。

○田岡秀俊議長 答弁、町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ふるさと納税につきましては、自治体の生き残りがかかっていることから、先ほども申しましたように、新たに創設をいたしました地方創生推進室におきまして、本年度中に成果が上がるような対応をしてほしいということで指示をしておりますので、御理解賜りたいと思います。

○田岡秀俊議長 発言者以外は静粛にお願いします。

○白川年男議員 1 問目の質問はこれで終わります。

○田岡秀俊議長 以上で、1 番目の質問を終わります。

続いて、2 番目の質問を許可いたします。

○白川年男議員 2 番目の質問として、農産物への本町の取り組み方について、私なりにちょっと考えていったらと思います。

農業を取り巻く環境は、政府の言うような甘いものではないかと思います。中山間地域においては高齢化が進み、農地の維持管理も困難になってきています。私の地区にも、同世代の人より、老後はどうしたらよいだろうかと、時々、相談を受けることもあります。年金も少ないが、今は田畑を維持して何とかやっているが、子供も帰ってこないの、いづれやっていけない時期が来ると思うと。このような声をよく聞き受けます。

私も近所の田畑を預かって、中山間直接支払制度、多面的機能とかそういう制度を取り入れておるので、やはり何とか草刈りと耕起ぐらいはその人たちのを手伝っています。これも先々どうなるか、私自体も不安です。これが、我々、中山間地域の実態でしょう。

先般の議会報告会でも、琴南のある人が、もう四、五年もたてば私も終わりだが、農業も終わりだろうと、しみじみと語っていました。そして、農業委員会に相談して、どうですかと。しかしながら、若い人もいないし、少し若い人がおっても、その人たちは自分のことで精いっぱいですと。

そして、国は魅力ある夢の持てる農業にするとは言っているが、実現するかと首をかしげる次第です。

そこで、意欲的に農業に取り組んでいる団体、個人に、町も目的がしっかりした事例であれば、町独自の補助金を考えてはどうでしょうか。今、作物については、ヒマワリ、麦、そばなどがあろうかとも思います。

先ほど、藤田議員からもいろいろこの辺のことについて重複することがあろうかと思うんですけど、薬草とかそういうものについても、それを研究する団体、個人への補助金、そういうのも考えて、あの手、この手と、やっぱり小さいところからいろいろと手だてをしていかねば、私のところからずっと奥のほうへ行くと耕作放棄地もあるし、先般もある地域、白川君、この辺、大体1町あるんやけど、ちょっとどうとかならんやろうかと、ちょっと考えさせてくれと、そのままになってますが、本当にそこは米をつくるのにも、何

をつくるのにも、本当に山の中で、この団体、個人へ、少しでもそういう研究しとる人にも、町独自の補助金はどうかと私も思います。それが1番の質問。

2番について、作物については、ヒマワリ、麦、そば、ほかにどういうものがあるのか、その辺、他の人と重複するとも思いますが、再度、この席でお聞きしたらと思います。答弁、よろしくお願いします。

○田岡秀俊議長 答弁、町長、栗田隆義君。

○栗田町長 白川年男議員の2番目の御質問は、農産物等への本町の取り組み方についてでございます。

先ほどの藤田議員の答弁でも申しましたが、農業に関する国の施策としては、農地と日本の農業を守るために競争力ある農業を目指し、担い手への農地や補助金の集約により、強い農業と攻めの農業の展開に向けて、日本各地において集落営農や集落営農法人の設立推進や認定農業者など担い手の経営基盤を強化し、国際競争力ある農業を目指しております。

お尋ねの団体、個人への補助金につきましては、担い手農家や集落営農組織等への支援がほとんどとなっております。

まず、人材確保のための補助として、新規就農に当たって、研修時や経営開始初期の収入確保を目的とした青年就農給付金制度で、最長7年の助成が受けられるものです。そのほか、新規就農者の雇用受入支援や次世代経営者育成のための先進農業法人への派遣助成などがございます。

次に、経営発展に向けた取り組みへの補助として、集落営農等の組織化、法人化に必要な経費の支援、中山間地域での収益力向上を目指す取り組み支援、企業との連携による先進モデル農業確立支援などの助成金がございます。

また、農業用機械や施設への補助として、経営体育成支援事業による農業用機械の導入、産地パワーアップ事業による農業用施設整備や機械リースに対する助成等がございます。

また、農業用資金の確保のための制度として、就農支援資金やスーパーL資金、農業改良資金などの無利子資金や、超低金利資金が用意されております。

以上が国の用意している補助事業の主なものでございますが、このほか香川県や町による上乗せ助成も行っております。

また、積極的に農地の貸借を行ってもらうための農地集積支援事業があり、農地の貸借や譲渡する場合に助成金が交付される制度がございます。

次に、お尋ねの作物についての補助金についてでございますが、経営所得安定対策として、米、麦、大豆等を生産する農業者が諸外国との生産条件の格差によるコスト割れを畑作物の直接支払交付金として交付するほか、米・麦・大豆等の作物の販売収入が標準収入を下回った場合には、その差額を補填する目的で収入減少影響緩和対策交付金を交付しています。ただし、この交付金は認定農業者、集落営農、認定新規就農者であることが条件でございます。

次に、野菜の価格が低迷したときに補填される野菜価格安定対策事業がございますが、これは指定野菜14品目の指定産地の生産者だけが対象になります。

また、米の生産数量目標に従って生産を行う全ての農家を対象とした全国一律単価の米の直接支払交付金がございますが、これは平成29年度までの時限措置となっております。

そのほか、水田を活用した戦略作物の生産に対する水田活用の直接支払交付金事業として、麦、大豆、飼料作物、飼料用米などの生産に対して戦略作物助成や産地交付金などがございます。

このほかに、町の単独作付補助事業として、わずかではありますが、麦作付推進事業、ひまわり・そばの里づくり事業の補助金がございます。

補助金は多岐にわたっており、主な補助金について概略のみの説明となりましたことに、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 再質問、白川年男君。

○白川年男議員 今、細々とした丁寧な説明ありがとうございます。

それで、やっぱりその辺のことを私も十分わかってないし、地域の集落、我々の地域の人も本当にわかってないのが実情と思うんです。だから、その辺を、私の地域やったら人数も少ないし、話はできるけど、今、町長がおっしゃった、そういう一つの農業についての小冊子みたいなものをつくって、会合、地区懇談会とか、そういうところへ出してほしいんです。それでないと、なかなか全部が全部関心があるとは、全員ではないとは思いますが、やはり簡単な子育て支援とか、あれと同じような何か小さいパンフレットの的なものをお願いしたらと思うんです。その辺についてどんなんでしょうか。農林課長、前向きにお願いできるもんか、それについてのお答えをお願いします。今、回答いただいたような細かいものを、わかりやすくパンフレットに盛り込んでもらおうと。それに対する、ちょっとこの質問に附随しとるきん、ええんでなかろうかと思うんで、回答をお願いします。

○田岡秀俊議長 課長に直接は回答を求めるのはだめです。

答弁、町長、栗田隆義君。

○栗田町長 そのパンフレット作成等につきましては、担当課長から答弁させていただきますので、よろしくお願いします。

○田岡秀俊議長 農林課長、森末史博君。

○森末農林課長 白川議員さんの御質問にお答えいたします。

団体や個人への農業に関する補助金のことについてパンフレット等、小冊子でもよいので、農業に関する冊子をつくって配布できないかということでございますね。

これにつきましては、ただいま、国のほうからパンフレット等は町のほうに参っております。ただ、それにつきましては、全てを網羅したようなパンフレットというのがなかなかなくて、こういう分厚い雑誌ぐらいの厚さになっております。メニューが大変多うございまして、また、条件等についてもいろいろ違います。先ほど申しましたように、認定農業者とか担い手を中心としたものが多いでございます。そういう条件を詳しく書いてござい

ますので、冊子が非常に分厚いような状態になっております。これを簡単にしたようなものを県のほうも持っておるかもしれませんが、それについてちょっと県のほうにもお尋ねしまして、必要な方にお渡しするというような形でないと、全て印刷せないかんようになりますので、それを検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 再質問ですか。

○白川年男議員 もうそれで終わるんですけど、だからそういう形で、これから農業をどうしていこうかと、退職して60そこそこの人は、年金と農業を維持管理していく、そういう形の人も結構おろうかと思うんで、そういう人らを安心させるというか、夢のある農業とかそんなんでなくてもかまんです。やっぱりこれからこの地域をこよなく愛して、ここで住み続けると、そういう人たちの手助けになるようなことが大事でなかろうかと思うんで、私も農林課のほうへ行っているいろいろ資料を探して、そういう人たちに、こういうこともありますよと。確かに条件がいろいろ半額補助とかなんとかと書いとるが、期限とか申込時期とか条件が厳しいいうんでないが、それは何でもよっしゃよっしゃと大盤振る舞いはもちろんしてはならないことだろうと思うんで、そういう中で私なりにいろいろ調べて、それを地域のほうへ持って帰って、ちょっとでも地域が、こういうことがあったんだと、喜んでくれるようないろいろと施策はあろうと思うんで、課長とかその部署と相談して進めていったらと思います。

私の質問はこれで終わらせてもらいます。ありがとうございました。

○田岡秀俊議長 以上で、7番、白川年男君の発言は終わりました。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可いたします。

14番、川原茂行君、1番目の質問をお願いします。

○川原茂行議員 まず、人生いつか終わりが参ります。しかし、何とんでも人生健康で人間関係がうまくいって、生涯後悔しない、これが大体人間の原則だろうと思います。そういう手助けをする環境づくり、これが町長さん以下執行部、また議会の使命だという認識を持っております。

振り返ってみますと、きょう、9名一般質問する中で、農業関係が5人おるんです。5名の方が農業関係の質問をしています。

といいますのは、我々も議会の町民との意見交換会の中で、こういう問題、かなり突っ込んだ話が出てまいります。言われました。また、お聞きもしました。そういうこともかなりこの中に含まれた質問が、先ほど来、されておりました。

そこで、私、考えておりますのは、まず農林業関係と書いてありますが、農業関係で一つ、林業関係で一つと、こういう認識で、議長さん、お願いいたします。

まず、農業関係につきまして、まんのう町は、本来、非常に山林が一万三千五、六百ヘクタール、水田面積が約2,000ヘクタール、すばらしい生かし方によれば、すごく魅力的な立地条件なんです。これもうまく使わなんだら持ち腐れ。町長さんがうまく使っていただければ、町長さんだけではないんですが、町長さんが最終決断をしていただければ、

これを生かせばすばらしいまんのう町になると思うんです。今、まんのう町の町税が18億円、私、本当に思っておるのは、これが倍になる可能性はもうすぐだと思います。やる気なんです、問題は。

町長さんをお願いしたり質問するばかりの前に、3月議会にも言いましたが、まんのう町の特定作物に対してどうお考えかということに対して、私の考えは一つずついかなんだら、何十品目を360度見よったら、どれもこれもが成功せんとすたってしまうから、どれかに決めて真剣に考えていただきたい。これがヒマワリ、麦、そばなんです。そういうことだと思います。町の助成も出るわけですから。

そこで、ヒマワリ問題を3月に言って、また川原、6月かと、こういうことになるんですが、地域おこし協力隊、今、募集が3名ですね。6月17日が締め切りですから、これから何十人来るか、何百人来るかはわかりませんが、とりあえず、今、3名。しかし、これも面談してみて、実際に来ていただけるものか。向こうが来るといっても、その方はまんのう町に合わないというかもわからない。しかし、来ることを想定して、私、質問させていただきます。

これがもし来たときに、この方を最大限有効に使う手段、これを考えとかないけない。これは先ほどから言われる今の時代なんです。情報は、きょう、言えば、すぐ世界中へと回ります。スマホであろうと、町のホームページであろうと、そういうことで、すぐ情報は入ります。しかし、先ほど言う人間関係というのは、そういうものではでき上がらないんです。これはひざを突き合わせて、本当にある程度の時間をかけてみんなことにはどうしようもないものがあるんです。やっぱりそれ一つが、早いばかりが全てじゃない。ひざを突き合わせてじっくり話をしたら、この方にはこれだけの値打ちがあるぞという方もおいでる。私が言いたいのは、農業というものにはそこが大事なんです。

その協力隊、きょうも来られたというのはヒマワリと言ひよる、女性の方。そういうヒマワリの方が2名ですか、興味を持っておられる方が。仮にその方がおいでたとする。その方をうまく使うのは、私も3月の議会でも言いましたが、町の室長だけじゃなくて、地域のまんのう町の住民の中で一緒になって行動ができる人間をこしらえたらどうですかと、こういう質問をしたんです。町長さん、考えときますわと。もうあれから二、三カ月たちましたから、まずまんのう町のほうで考えるのか、また、町民の皆さんで考えてくれというのか、どちらかはちょっとお答えいただきたい。ここから参ります。お願いします。

○田岡秀俊議長 答弁、町長、栗田隆義君。

○栗田町長 川原議員さんの質問にお答えいたします。

地域おこし協力隊についての御質問でございましたが、まず、本町の地域おこし協力隊員の設置状況について御説明いたします。

前年度は、PR不足等のため応募がありませんでした。本年度は、6月17日を締め切りとして現在募集中でございまして、町ホームページのほか、地域おこし関連の求人、仕事情報サイトや農業求人サイト等へも募集記事を掲載し、PRしているところでございま

す。

募集人員は3名で、それぞれの活動内容は、ヒマワリで地域振興する活動、地域の魅力を発信するための活動、地域支援推進員としての活動といたしております。

現在のところ、男性2名、女性1名、計3名の応募がございます。全国では、平成27年度に2,625名の地域おこし協力隊員が活躍しているところですが、問題点もあり、受け入れ側と隊員のやりたいことが合わず、活動に支障を来しているケースや、導入経験のない地域では、隊員を十分に生かし切れていないケースも多々あるようでございます。これは受け入れ側である自治体や地域の導入時の準備不足が原因の一つに上げられます。

このようなことから、今回の募集に当たっては、受け入れ側である役場と関係団体で協議し、制度の趣旨、地域の課題、また、隊員に何をしてほしいか等、関係者間での認識の共有化を図りました。

例えば、ヒマワリで地域振興をする活動に関しては、地元ひまわり振興協議会の中で、ヒマワリの作付から栽培、搾油、さらにはヒマワリ油やドレッシングのさらなる活用、SNS等でのPRによる販路拡大までを一つのサイクルと位置づけた活動に従事しながら、その地域への定住、定着を図っていくものでございます。

地域おこし協力隊の活動は、隊員が独力で切りひらく面がありますが、だからといって隊員任せにしないことが重要であると考えております。

隊員の活動も、その地域住民の方や、その地域で活動している組織、団体と連携をとりながら仲間をふやすなど、ネットワークを広げていくことで大きな伸びを示すようになるようです。

もし、そういった環境にない場合には、隊員が孤立しないよう、役場、受け入れ団体、地域住民が連携サポートし、仲間とともに活動できる環境を整えていく必要もありますので、隊員の個性や地域との関係性が生きるように体制づくりを図っていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○川原茂行議員 議長、その隊員を生かす地元の人間を、若い方をそこへつける用意があるかないかということをお聞きした。

○田岡秀俊議長 答弁。

○栗田町長 その協力隊員を支えていく体制の中で、地域の若い人、また、地域のリーダーシップをとっていただける人、皆さん方と相談して進めていきたい、このように思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 再質問、川原茂行君。

○川原茂行議員 それではまず、町長さんがそういうお考えですから、これは若い方が一緒になってヒマワリを栽培、生産から加工、販売、隊員と行動をともにし、いろいろ知恵を出し合いながら、話し合いながらこうとする人間をやっぱりこしらえると、こういう解釈。それには、ある程度、ボランティアというわけにはいきませんから、それに対する報酬は出していただけると判断してよろしいですね。地元の人間です。

○田岡秀俊議長 答弁、町長、栗田隆義君。

○栗田町長 川原議員さんの質問にお答えいたします。

国のほうで地域おこし協力隊員と同じく集落支援員制度もございますので、その地元の方に対しては集落支援員制度で対応していきたい、このように考えておりますので、よろしく願いいたします。

○田岡秀俊議長 再質問、川原茂行君。

○川原茂行議員 町長さんがヒマワリの推進協議会の会長さんなんです。会長さんがとにかく右だと、こうだと言えば、それは否が応でもまとまっていかなきゃおかしい話であって、町長さんが最高責任者であると同時に、やっぱりまんのう町の命運がかかっている町長でありますから、これはぜひとも成功させるようお願いしなきゃいけない。

そこで、1人は別のところからでも、そういうものでやりましょと、対応しましょというお話ですから、それは、私、わかりました。そういう協力体制がぜひとも必要なのは、町長さんが認識いただけたことは、私、すごく光栄に思っております。

そこで、ヒマワリは非常に背丈の高い作物であります。したがって、昨年、やられましたが、台風問題、ヒマワリだけじゃなくて、全てのものなんです、気象条件に左右されるのが農産物であります。そこで、その対応策、例えば、計画どおり収穫ができなかったと、そういう場合を想定しておかなきゃいけない。それに対していろいろ会長としてお考えがあれば、お聞かせいただきたい。

例えば、国のほうの制度もあると思いますけど、恐らくヒマワリはないんじゃないかと思えます。それに対する共済的な補償、恐らく共済的なものは水稻、麦以外はほとんどないと思ってますから、これは私の勉強不足で、もしかしたらほかにあるかもわかりませんが、恐らくヒマワリはないと私は思ってますから、そこらのお考えをお持ちであれば、お聞かせいただきたい。

○田岡秀俊議長 答弁、町長、栗田隆義君。

○栗田町長 川原議員さんの再質問にお答えいたします。

ヒマワリ栽培についての補償ということでなかろうかとは思いますが、私の記憶でも、たしか農業共済とかで米とか麦とかの補償、また野菜等はあると聞いておりますが、特定作物であるヒマワリはまだ余り聞いたことがございませんので、これにつきましても、今後、十分調査研究をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○田岡秀俊議長 再質問、川原茂行君。

○川原茂行議員 調査研究じゃなくて、これはやりますと聞きたいんですが、いかがですか。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 それにつきましては財源等もございますので、庁舎内で十分前向きに検討させていただきたいと思えます。

○田岡秀俊議長 発言者以外は静粛にお願いします。

再質問、川原茂行君。

○川原茂行議員 町長さん、町長であると同時に会長なんです。会長ですから、これは生産者に申しわけない。立派な生産者なんです。生産者は余り多くないと思います。十二、三町ぐらいだと思いますから、そんなに多くはないと思います。これが来年になれば、3年後になれば、5年後になれば、まんのう町至るところにヒマワリだというような時点に持っていかなきゃいけない会長が、これはやっぱり失敗したら来年はやめないかんがというような発言は、私、聞きたくないんです。だから、会長として減らさないような方策は十分考えますと、こうお答えいただければ、私は金額は10アール当たり何十万円も出してくださいという話はいたしません。来年、またやらないかんという意欲があるような体制を敷いていただけるかいただけないか、ここだけでいいです。

○田岡秀俊議長 答弁、町長、栗田隆義君。

○栗田町長 川原議員さんの質問にお答えいたします。

確かに農作物は天候に大きく左右されて、その年の収穫がいろいろ変わったりします。そういうことで、ヒマワリ、今、帆山地区だけでなく、他の地域にもたくさんの方がつくってくれておるような状況でございますので、そういった人たちが意欲をなくすることがないように方策は十分考えていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○田岡秀俊議長 再質問、川原茂行君。

○川原茂行議員 農業問題、特に、私、ヒマワリ重点といいましたが、麦にせよ、そばにせよ、高齢化しているのは事実であります。私が冒頭に申し上げましたように、9名中5名の方が農業問題に関係したものに質問が触れられておる。これはこの間の議会の意見交換を住民の方とされたときにもいろいろな問題が出ました。

ある方は、企業誘致してくれなんだから、人口減少などを考えるのは先や、それより前の話をせえやと、こういう意見が出ました。まず、まんのう町の若い者を出さないでほしいと、こういうことなんです。よそから呼んでくる話ばかりするなと。それ以前の方策があろうかと。これはまんのうの若い方が高校へ行き、大学へ行って、卒業したら、東京へ行き、外国へ行き、だから私は余りまんのうに不適切な人間は外国へ行ってくださいと、必要な人間はまんのうに残ってくださいと、こういう話です。

そこで、農業に企業誘致して、若い方がそこで働く場がでんかんと、こういう話の中で、我々のほうから皆さんにお聞きしたんです。農業で起業、要するに会社の企業というんじゃないしに立ち上げる起業、6次産業化なんです。そういうことをお考えになりませんか、どうですかと、こういう質問をしたんです。ところが、それだったら、川原君、もうちょっと土地の緩和をうまくしてほしいし、いろいろ考えてくれれば、また、6次産業的なことも考えていかなんたら、若い者、大手の中小の企業でも優秀な企業は、すぐ来いといっても、今の状態で来るわけないんやから、そういうことも考えないかんわなと、こういう話も出てきたんです。ということは、きょうの質問と同様に、やっぱりまんのうの置かれておる立地条件は、農業に非常にこれから先、興味があるんです。そこへ持っていかなん

だら町税の上がないということですから、これを一つ、町長さん、先ほど具体的にはヒマワリの話をしました。ことし、15名が来年30名、5年後には150名、200名になっとなつた。それと同時に出口販路がうまくいったというような努力をしてくださると。そういう受けとめを、私、町長さんの非常に意欲ある言葉を聞きましたので、農業政策については終わらせていただきますが、これはヒマワリだけでなく、ヒマワリがうまくいけば、今度はヒマワリはほっといて、ほっといては言葉がちょっと悪いですが、ほかの野菜でもいろんな野菜がありますから、そちらのほうへまた重点的に力を入れてそれを育てる。それを育てて卒業させたら、また次へ行くと、こういう考え方。私は余り360度の手を出したら、大抵はまず無理だと。財政的に、これ、伴いますから、何ぼでもというわけにはいかないと思いますから、一つ、二つ、成功させて、一人前にさす。ここから農業の出発。しかし、まんのうの2,000ヘクタールというのはすごい財産ですから、これを生かせる方法をお願い申し上げて、まず農業問題を終わらせていただきます。

○田岡秀俊議長 引き続き、どうぞ。

○川原茂行議員 続いて、林業問題です。

最近、これもまた3月に言わせてもらいましたが、地球温暖化がいよいよ国際的な問題であります。

この地球温暖化、今、私、冒頭に言うのを忘れたんですが、熊本の震災には心からお見舞いを申し上げながら、この質問をさせていただくんですが、通常であれば、6月入ったころには大体台風が2回ぐらいは日本列島に接近しておるんです。ことしは台風はまだ1回も日本列島近くまで来ていないんです。もうほとんど地震の話ばかりです。それだけやっぱりいろんな気候変動、変わってきてます。この気候変動の変わる大きな要素の中に、国際的な問題である話が浮上してきておるわけです。これは直接ではないかしらんけども、間接的には二酸化炭素の吸収源である山林、農作物もある程度は吸収します。けども、森林は相当な吸収源であるのは間違いないんです。だから、この森林をよその自治体が今さら山をこしらえたっていかん。人間は流動しますが、山とか農地は地目が変わるだけで、水田が宅地になったり、それはあるかもわかりませんが、山がよそへ行ったりはしません。これはまんのう町で未来永劫におると思います。

したがって、この山林をうまく利用する方法、まして、最近では町産材に対する支援もされております。したがって、その山林をうまく利用する方法、本来は水資源と同時にいくのであれば、水資源だけ考えるのであれば広葉樹のほうがいいんだけど、木材的にやっぱり価格を考えてみますとヒノキということになるかと思います。

そこで、先般の建設経済の委員会にも、森林環境税は一つの案なんですが、そういう関係で建設経済委員会は仲南で1カ所、琴南地区で2カ所、ずっと見てまいりました。これがまんのう町の姿だということを見てまいりました。

我々の先輩は、少なくとも大川山があり、竜王山があるのがまんのう町の山なんです。1,000メートル級から以下の山なんですが、そういう山の中で、一番ここら辺が高さ

的に木材的にはいいところなんです。3,000メートルを超えますと、ほとんど岩ばかりなんですから、本当の山の値打ちがある、地球温暖化を吸収する木材がうまく育っておるのは、やっぱり1,000メートル級前後の山なんです。といいますと、四国香川県は、それから考えても、標高からいって一番いい山なんです。ここを、今後、どうやるかと。

町長さんも環境税については、町長会を含めていろんなところでお願いしていただいておりますが、これは議会も承認可決しておりますから、議長さんにもお願いして、議長会にもお願いしますということで言っております。これは執行部、議会ともに、今度の県議会で、議会の県議会という意味ではないんですが、タイミングを見て、可決できる時期を早く持っていけるように、我々は努力しなきゃいけない。一回、これ、失敗してますから、なかなか知事さん、県議会も慎重なんです。そやから、ちょっと待て、そないいうたって高松のほうにようけおるきにということになるんだろうと思いますけども、しかし、これはいろんなところに声をかけて、お互いの税金で山を守らんと、水だけ下流のもんが一人前に出せいうのは、私に言わせたらもってのほかと思ってますから、それはそれとして、やっぱり山を守っていく姿を町長さんのお考えとしてどうなのかを、まずここからお聞きします。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 川原議員さんの、林業に関しての地球温暖化削減のための森林整備と水源確保についての御質問にお答えいたします。

今や、世界規模の問題となっております地球温暖化ですが、気候変動による被害は着実に世界中に広がっております。干ばつ、異常気象、海面水位の上昇、感染症の拡大、生物種の絶滅など、取り返しのつかない被害が危惧されております。その被害を真っ先に受けるのは島嶼国や開発途上国と呼ばれる貧困層を多く抱える国々ですが、日本も決して例外ではございません。

このような中、温室効果ガスである二酸化炭素を吸収する森林の保全と整備は地球温暖化防止の有効な手段であり、先ごろ、林野庁が発表した森林・林業基本計画においても、森林の適切な整備及び保全を通じて森林による二酸化炭素の吸収量の確保を図るとともに、木材利用の拡大による炭素の貯蔵及び二酸化炭素の排出削減に向けた取り組みを推進していくとされております。

また、森林の持つ別の機能である土壌保全機能は土砂災害防止に、水源涵養機能は洪水や渇水の緩和などの効果があり、森林の整備は防災の観点からも大変重要であると認識いたしております。

このような森林機能に係る恩恵は全ての国民が受けているにもかかわらず、森林の所在する自治体はその整備費の多く負担をしなければならない現状に不公平感があることから、まんのう町は全国森林環境税創設促進連盟に加盟していることから、森林・林業・山村対策の抜本的強化を図るべく、国民に等しく負担を求め、市町村による継続的かつ安定的な

財源確保のため、全国森林環境税の導入に向けて早期に制度設計を行うよう求める意見書を持って、先日も県選出国會議員の先生方に要望に参ったところでございます。

また、森林には木材生産などの林業という経済的部分もあり、これを活性化しなければ森林を守れません。

まんのう町では木材利用の拡大を目指して、町産木材で住宅等を建築した場合、最大50万円の補助が受けられる地域木材利用促進補助事業制度をこのたび創設したほか、町の施設についても、本年度は南小学校の、来年度は四条小学校の、それぞれ放課後児童クラブの建物において町産木材を使用して建築するなど、その利用拡大に努めておるところでございます。

今後も、この美しい自然豊かなまんのう町を守るため、森林の多面的機能の保全を目指した森林整備と町産木材の利用推進等による林業振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、関係機関とも綿密に協議しながら、引き続き、整備推進に努めてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 再質問、川原茂行君。

○川原茂行議員 町長さんの意欲のあるのはわかりますから、ここで、私、これもまた先般の議会だったと思いますが、林業大学を、どうも聞くところによると、あるところの方向へ向いて行こうかなというふうなうわさも耳に入っております。

本来なら、実は高松市とまんのう町では森林面積はわずかながら高松が広い。しかし、実質森林面積は、率でいきますとまんのう町が一番広いわけでありますから、ここらのこと、今後のあり方、四国にどんな大学できるかもわかりませんが、これは恐らく技術養成的なものだと私は思っておりますが、そういうものもみどり整備課のほうは検討しておるわけですから、そこらのことも視野に入れながら、今後のいろんな交渉の、また、いろんな場でお話いただければと思っております。これが町長さんに。

それともう一点は、今度、教育長さんに。

来年、41回の育樹祭です。まんのう町の子供と森と地域を育てるウッドスタート事業、これ、私、きのう、職員の配置の関係でちょっとお伺いしましたが、きょうは一般質問でありますから、子供が幼児教育のときに特に木と触れ合う、自然と触れ合う、これは非常に大事で、きのうも一言申し上げましたが、これは生涯忘れないんです。すごく記憶にある。木の温かみ、重さ、本当に木の自然の強さというものを覚えるのはそういうときじゃないかなと思っております。

なぜこれを言うかといいますと、きのうの話では、そういう森林と触れ合う場、木材と触れ合う場も当然やってますよというけど、それだったら、私、ここでお聞きしたいのは、少なくとも、幼少期のときにはわかりませんが、中学生が満濃池の水面積が何百ヘクタールあるかぐらいは本来は知っておかなきゃいけない。恐らく知っておる子はあんまりおらないと思う。教育者が知らないと思っておりますから。町の水源地は何カ所あるか、これぐらいは中学生だったら当然知っとかないかん。教育長、自信ありますか、どうですか。

○田岡秀俊議長 教育長、三原一夫君。

○三原教育長 大変重たい質問をいただいたんですけど、私自身も満濃池がどれぐらいな水量なのか、そういうことは正確にといいましょうか、存じ上げておらないわけです。

しかし、今、お尋ねのことで考えておりますと、やはりふるさとというのは非常に大事なわけでございます。ですから、ふるさと教育の中で、まんのうの森林とか、まんのうの人々とか、まんのうの歴史とか、そういったことについて、やっぱり体系的に、中学生だけではなくて、今、まんのうのすがたという準教科書と申しますか、それをつくって、子供が勉強しているわけですが、さらにそういうことについて発展をさせていくという角度も非常に大事ではないか、そういうふうに思っておるわけでございます。

校長先生方とも十分相談をしながら考えていきたい、そういうふうに思っておるわけでございます。以上でございます。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 川原議員さんの再質問にお答えいたします。

子供たちに森林に対しての興味を持ってもらう、いろいろ関心を持ってもらうということとは非常に大事だと思います。そのことにつきましては、ちょうど来年、まんのう町で全国育樹祭が開催されることになっております。全国から5,000人規模の林業関係者の方が一堂に会するというところでございます。そのいろいろなイベントの中でも、まんのう町の子供たちを中心にした緑の少年団等々も参加していただくことになっておりますので、これを機会に、子供たちにもいろいろ山の大切さ、まんのう町の歴史等々についても十分関心を持ってもらい、また、それを十分勉強させていただく機会にしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

林業大学については、十分また調査をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 再質問、川原茂行君。

○川原茂行議員 まず、林業大学、かなり動いておるんじゃないかなというような気がします。しかし、これは町長メンツにかけて、やっぱりまんのう町が一番森林率の高い町でありますし、ちょうど香川県の中央部というのは、中讃というだけあって、ここらが中心でありますから、十分認識を持っていただいて、今後の折衝、交渉に当たっていただければありがたいなと思っております。

また、教育長さん、満濃池貯水量1,540万トン、堆積物は何ぼあるかわかりませんから、有効貯水量ではないです。総貯水量が1,540万トン、128ヘクタール、ということでございますので、やっぱり小さいときに農業の体験をさす、林業に触れさす、体験さす、これが将来、社会人になったときに、まんのうに定住してくれる大きな要因になるわけです。全然やったことのないものに、おまえやれといってもいかんのです。小さいときから関心を持つとったら、わし、農業やろか、わし、林業やろかと、こういうことになろうかと思っておりますので、この点はぜひお願いしておきたい。

特に教育長さんにお願いしたいのは、質問というよりは要望的なお願いかも知れませんが、子供を教室の中でいろいろ勉強さすのは大事なんです。大事なんです、外で自然と触れ合う、その大切さをもっと教育者として考え直していただきたい。見直していただきたい。こういうことを申し上げて、私の質問は終わります。

○田岡秀俊議長 答弁は結構ですか。

○川原茂行議員 答弁いただきましょう。

○田岡秀俊議長 教育長、三原一夫君。

○三原教育長 お答えしたいと思います。

今、世の中と申しましうか、教育界も大きく変換をいたしております。平成30年度になりますと、新しい学習指導要領も変わります。その中で、今まで、どちらかといいますと、座学といいましょうか、教室で勉強することが多かったわけでございます。学力、学力といいながらも、教師が教室で語りかけるということが中心であったように思います。

しかし、やっぱり、今、世界的な動きの中では、子供自身にやる気とか、意欲とか、そういうことを持たせることが非常に大事なんだという考え方の変換が大きく動いているわけでございます。そういうことで、自然と触れ合ったり、外に出て実働体験をするという、そういう方向にこれから日本を挙げて変わっていく、そういうふうに認識をいたしておるわけでございます。そういうことを考えながら、まんのうにおいてもどういう教育方法がいいのかじっくり考えていきたい、そういうふうに考えております。どうぞよろしくお願いしたいと思います。

○田岡秀俊議長 川原茂行君。

○川原茂行議員 もう時間がございませんので最後です。

町長さんのやる気は見えました。あとは実行だけです。

それから、教育長さんは今の言葉の中でちょっと気になるのが、まんのうも考えたい。よそがせんでもまんのうはやりますと私は言ってほしかった、自然と触れ合わすと。そういうことを言いまして、私の質問は終わります。

○田岡秀俊議長 以上で、14番、川原茂行君の発言は終わりました。

竹林議員への質問の回答が総務課長よりありますので。

総務課長、高嶋一博君。

○高嶋総務課長 先ほどの竹林議員さんの御質問の中で、GIS地番図の、いつ現在の地番図かという御質問がありましたが、お答えできませんでしたので、再度、お答えさせていただきます。

地番図につきましては、平成27年1月1日現在の図面を使っておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

今、最終として、平成27年1月1日が入っております、今年度、また新たな図面に変更をしていくということでございます。

○田岡秀俊議長 お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

本日はこれで延会することに決定しました。

なお、次回会議の再開は、6月6日午前9時30分といたします。本議場に御参集願います。

本日の会議は、これにて延会いたします。

延会 午後4時20分

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

平成 2 8 年 6 月 3 日

まんのう町議会議長

まんのう町議会議員

まんのう町議会議員